

第2章 災害予防計画

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るために行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町及び県は、「想定外の常態化」ともいるべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標に基づき、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町及び県は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、御嵩町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、町、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(6) デジタル技術を活用した防災対策の推進

町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

町等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、機能強化及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制を確立する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、可茂消防事務組合に働きかけるなど、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 防災施設・設備等

県は、防災ヘリコプターを導入し、防災航空隊を組織して、緊急活動に備えた訓練を行い、有事の際の即応体制を確立する。

また、町は緊急離着陸場を設定するとともに、県が災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、町及び県は、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図る。

4 通信施設・設備等

町等は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るために、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

なお、町は、県及び防災関係機関とをネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施することのできる情報システムを整備し活用する。

5 水防施設・設備等

町等は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

6 救助施設・設備等

町等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。

7 災害対策本部の施設

町等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速かつ正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能

を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設を整備する。

また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう、燃料の備蓄等に努める。

8 迅速な参集体制の整備

町等は、災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

9 防災拠点施設の整備

(1) 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災活動拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

県外から、又は町域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

町及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

10 その他施設・設備等

町等は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、指定避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定とし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

第3項 災害に強いまちづくり

町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成とともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

第1項 防災教養計画

1 方針

災害を最小限に食い止めるには、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から各種災害について認識を深め、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

2 総合防災における教養普及

町計画の関係の機関及び職員に対する徹底は、町において計画書の配布をするなど、その徹底を図るものとする。また、町は、県による指導・助言を受け、危機管理の重要性を認識し、防災対策を推進していく。

住民に対する総合的な防災知識の普及は、パンフレットやチラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用の促進によるほか、防災知識普及のための広報については、総務課が次の方法によって行う。

(1) 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用して行う。

- ア 広報紙（印刷物）による普及
- イ インターネット等による普及
- ウ その他講演会、展覧会等開催による普及

(2) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に災害関係職員及び町内住民に関して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 町計画の周知

災対法第42条第4項に基づく「御嵩町地域防災計画」の要旨の公表は、町計画を作成し、又は修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の徹底を図る。

町内各機関、防災関係団体、町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者、近隣市町、各地域奉仕団（ボランティア）

イ 説明会の開催

毎年度計画の検討をし、修正をしたときは、直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的実施を要する対策に重点を置いてその徹底を図る。

ウ 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯まで徹底するように努める。

エ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生しようとしたときにおいて、各世帯で承知しておくべきおおむね次の事項を徹底するように努める。

(ア) 気象警報の種別と対策

- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 正常性バイアスを克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (エ) 避難予定場所と経路等
- (オ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (カ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (キ) 家屋が被災した際の片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活再建に資する行動

才 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的な参加について啓発に努める。

3 災害救助等についての教養普及

町は、災害時における救助に当たって、住民に周知する事項等について次の方法により、普及に努める。

- (1) 町における広報紙、防災行政無線の手段による方法
- (2) インターネット等による方法
- (3) 講習会の開催及び自治会、P T A等の会合等の利用
- (4) 災害関連の手引書、パンフレットの作成

4 火災予防及び消防についての教養普及

本章第5節第1項「火災予防計画」の定めるところによる。

5 水防等についての教養普及

町は、警察その他関係機関と協力して水防その他土木災害に関連した対策で一般住民等に周知徹底を要する洪水時の避難、道路、橋梁被災時の通報等を通常災害が予想されるシーズン前に、次の媒体を利用して普及徹底する。

- (1) 広報紙等による普及
- (2) インターネット等による普及
- (3) 座談会等を利用する普及

6 火薬、ガスについての教養普及

本章第5節第3項「危険物等保安対策」の定めるところによる。

7 保健衛生についての教養普及

町は、防災対策に従事する職員及び住民に対し、次により防災に関する知識と教育と思想の普及徹底に当たる。

(1) 教養

町は、防災業務従事職員に対しあらゆる機会をとらえて町計画の内容を徹底するとともに、防災に関する保健衛生上必要な科学的、専門的な知識、技術の教育訓練に努める。

(2) 思想普及

町は、保健所及び関係の諸団体を通じ、梅雨期、台風期の前に重点をおいて住民に災害時における防疫、環境衛生、飲料水の確保（飲料水の滅菌使用）、救急看護等について、次の媒体を利用して教育するととも

に、保健衛生思想の徹底に努める。

- ア 広報紙及びリーフレットによる普及
- イ ポスター、パネルの掲示による普及
- ウ インターネット等による普及
- エ その他展覧会、座談会等開催による普及

8 林業についての教養普及

町は、県及びその他関係団体と協力して、災害による林業被害の軽減と円滑な災害対策を図るため、部内における活動の要領を作成するとともに関係職員及び一般林業家に対し、林業被害の応急対策等について平常時から防災知識の教養普及に努める。

教養普及は、あらゆる機会をとらえ、特に通常災害が予想される季節前及び緑化週間に重点を置いておおむね次の方法により徹底する。

(1) 技術的な対策の教養

林業改良指導員、自然保護員、山地防災ヘルパー等の講習会において災害応急対策に関する科学的、専門的知識、技術を習得する。

(2) 林業家に対する防災知識の普及

可茂森林組合、林業家等に対する風倒木の応急措置等林業に関する防災知識の普及徹底は、おおむね次による。

ア 「森林のたより～岐阜県の森林・林業」等関係機関の機関紙等により林業研究クラブ員、森林組合員等を通じて普及する。

イ 講習会、座談会等を開催して普及する。

ウ 現地指導その他によって普及する。

9 防災知識の学校教育

町は県と協力して、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

10 職員に対する防災教育

町、県、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

11 災害伝承

町、県、防災関係機関等は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。あわせて、広く一般に閲覧できるよう地理情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント

等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

12 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

13 防災訓練への積極的参加

町、県、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るために、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

14 「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

毎月 28 日（明治 24 年 10 月 28 日発生の濃尾大震災にちなんだ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施している。

町においても「岐阜県防災点検の日」にあたり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、住民等について点検を啓発する。

点検実施の例（10項目）は次のとおりである。

〈個　人〉
1 消火器の操作方法
2 応急手当の処置方法
3 緊急避難カードの作成
4 非常持ち出し品
5 災害情報の入手方法
6 緊急時の連絡先
7 災害が発生した時の行動
8 家具等の落下・転倒防止
9 指定緊急避難場所
10 避難路

〈家　庭〉
1 家族の役割
2 非常持ち出し品
3 火災防止対策
4 家具等の落下・転倒防止
5 灯油等危険性物質確認
6 家族の連絡方法、集合場所
7 お年寄り等の避難対策
8 家の外回り
9 指定緊急避難場所までの危険箇所
10 指定緊急避難場所・避難路

〈地　域〉
1 自主防体制
2 地域住民の把握
3 要配慮者の避難対策
4 地域住民への連絡系統
5 防災資機材
6 警察・消防への連絡系統
7 消防水利・施設
8 物資等の搬送場所
9 危険箇所
10 指定緊急避難場所・避難路

第2項 防災訓練計画

1 方針

災害時において、町計画、県計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者は、水害、火災、震災等それぞれ地域において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上においてそれぞれ機関別にあるいは2以上の機関が合同して訓練を行う。

町において予想される災害と対象地区は、本章第3節「町土保全施設整備計画」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練を実施する。

- (1) 火災の発生 ⇨ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取り扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇨ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生 ⇨ 避難訓練等
- (4) 地震の発生 ⇨ 倒壊家屋からの救出訓練等

非常時に有効な実践的訓練例

- | |
|--------------------------|
| (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練 |
| (2) 倒壊家屋等からの救出訓練 |
| (3) 負傷者の手当て及び救命訓練 |
| (4) 要配慮者の参加する避難訓練 |
| (5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用） |
| (6) 炊き出し訓練 |

3 訓練方法

町、県、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時期等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

- (2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

- (3) 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双

方の視点に立った配慮が十分に行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

4 水防等の訓練

町及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前(梅雨期前)の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川道路危険箇所等洪水その他のによる大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

6 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎよ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、社会福祉施設、事業所、作業場等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の指定避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

7 その他の訓練

町、県及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

- (1) 災害警備
- (2) 気象警報等の伝達
- (3) 災害応急対策活動従事者の動員
- (4) 災害情報等収集及び伝達
- (5) 道路交通対策及び緊急輸送対策
- (6) 土砂災害対策
- (7) 情報連絡員や応援職員等の派遣
- (8) その他

8 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練

町は、自衛隊等の防災関係機関の協力のもとに、消防団、自主防災組織、住民、事務所等が一体となって参加の総合防災訓練を、9月第1日曜日（原則）に毎年度1回実施する。

また、訓練を実施するに当たり、災害応援協定に基づく関係者や、N P O ・ボランティア団体に対しても、参加を求める。

訓練は大規模地震、風水害などの発生を想定したものとし、訓練内容は本項2の実践的訓練例に準ずる。

この防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能を確認、評価等を実施し、危機管理体制の実行性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。

また、住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により住民の防災意識の高揚と知識向上を図る機会とする。

(2) 災害図上訓練

町は、災害対策本部演習（ロールプレイング訓練）を必要に応じて実施し、非常時における災害対策本部の体制を検証するものとする。住民、消防団等には、実践訓練に比べ比較的簡単にできる災害図上訓練（D I G訓練）を積極的に推進し、防災意識の高揚を図る。

9 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

10 訓練の検証

町等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3節 町土保全施設整備計画

第1項 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画

1 方針

荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

2 砂防事業

県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る渓流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定している。

このため砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

3 地すべり対策事業

地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき、地すべり防止区域を指定している。

町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。

本町では、対策工事の実施を県に要請するなど、予防措置を講じていく。

4 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜角30度以上、高さ5メートル以上のもので、その崩壊により人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む。）に著しい被害を及ぼすおそれのある地域を指し、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事等次の対策を行う。

(1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する警戒体制、すなわち防災パトロールを強化する。

ア 実施機関

巡回による危険予想箇所の把握とこれに対する警戒措置は、町長が関係機関と協力して実施する。

イ 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期の前の最も効果ある時期並びにその期間中はもとより、豪雨が予想されるとき等事前に適切な措置がとれるよう隨時実施する。

ウ 実施内容

すでに把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点に調査内容を再確認するとともに、必要に応じこれを修正するなど適正を図り、また新たな危険箇所については、同様に実態を把握し、これらにその改善措置あるいは避難措置等の対策を講ずる。

(2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者、管理者、占有者に対して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを強力に指示する。

(3) 避難措置と防災知識普及の徹底

ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合には、避難計画に定めるところにより避難させる。また、避難のための立退きの万全を図るため指定緊急避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底する。

イ 雨量計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう雨量計を設置し、観測、予警報伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図る。

ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとし、おおむね次のとおりとする。

(ア) がけを見回って、まず応急措置をする。

- a くずれそうな土砂は、取り除くこと。
- b がけ側（特に危険な箇所）に雨水や汚水が流れ込まないよう板や土のうなどで排水路をつくって水はけをよくすること。
- c がけ上の地盤の割れ目には、雨が入らないようにモルタルなどで詰めること。
- d くずれそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- e 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- f 石垣などできれつのはいっているところは修理し、くずれそうな石垣などは補強すること。
- g がけの途中やがけ下で常に湧き水のあるところは、特に危険につき水はけの処置をよくすること。

(イ) がけ下の土地については、次のことに注意する。

- a がけ下を切土したままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- b がけの根元は、雨水、汚水、湧水などが溜らないように水はけをよくすること。
- c 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とならない宅地は、防土堤をつくること。

(ウ) がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意する。

- a 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- b 家庭排水や雨樋からの雨水は、流し放しにしないで下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- c 埋込み排水管で細いもの、土のつまっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけをよくすること。
- d 吸込みます、池、ごみ埋めの穴などは、つくらないこと。
- e 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合って安全

な排水施設をつくること。

(イ) 降水量と地下水の監視

- a 過去にがけ崩れの起こった際の降水量を知り、降水量がそれに接近した場合は、第1級の警戒体制をとる。
- b 降水が終わっても、なお、両3日は危険である。
- c 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いている場合には、基準とする警戒雨量は一層きびしくする必要がある。
- d 降水量が増えてきたときは、がけの全体を監視し、湧水の有無について警戒を怠らぬこと。

(オ) 危険ながけ付近の居住者は緊急の場合のために次のことに注意する。

- a 消防団員や警察官が避難を指示したときは必ず従うこと。
- b 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。
- c 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、老人や子供は早めに避難させること。
- d 平時から避難について心がけ、準備していること。
- e 緊急の場合は110番、119番へ電話すること。

5 土砂流出防止対策

(1) 措置命令、停止命令等

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

(2) 土採取規制条例施行の徹底

県は、条例指定地域内の土採取について、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

(3) 岩石採取に伴う土砂流出防止

町は、県が採石法（昭和25年法律第291号）に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図るための連絡を受けた場合、これに協力する。

(4) 宅地造成工事の規制

町は県が宅地造成に伴いがけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図ることの連絡を受けた場合、これに協力する。

6 土砂災害防止対策

県は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から町民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しております。本町では195箇所が指定されている。町は、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を県と連携して推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次による。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を町の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハ

ザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行う。

イ 警戒避難体制の整備

町は、避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災に努める。

町は、緊急時における避難のタイミングを知るために、岐阜地方気象台及び県が発表する雨の状況に基づく「土砂災害警戒情報」を県等から受ける。

7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 町土保全事業の推進

要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進するよう県に要請する。

(2) 情報の提供

土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨の周知に努める。

町は、施設の名称、場所等を町及び県計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(3) 防災知識の普及

町及び県は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(4) 要配慮者関連施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本章第12節「要配慮者対策」による。

イ 町と施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制を確立する。

8 深層崩壊対策

深層崩壊とは、山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、表土層だけでなく、深層の地盤まで崩れ落ちる現象をいう。

国土交通省中部地方整備局による「深層崩壊に関する渓流（小流域）レベル調査」結果（平成24年11月8日記者発表）によると、町内においては、ほぼ全域で深層崩壊の発生危険度は極めて低い評価となっているが、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすことがあるため、警戒避難対策を国と連携して推進する。

9 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

町は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

別表

土砂災害警戒・特別警戒区域 (令和3年9月24日告示)

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
1	井尻1	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
2	井尻2	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
3	井尻3	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
4	北切1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
5	北切2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
6	北切3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
7	平	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
8	川南1	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
9	川南2	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
10	川南3	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
11	川南4	可児郡御嵩町中切	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
12	宿(羽根山)	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
13	美佐野	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
14	次月1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
15	次月2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
16	次月3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
17	津橋1	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
18	津橋2	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
19	津橋3	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
20	小原1	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
21	小原2	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
22	小原3	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
23	小原4	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
24	小原5	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
25	小原6	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
26	小原7	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
27	西洞1	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
28	西洞2	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
29	西洞3	可児郡御嵩町西洞	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
30	谷1	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
31	谷2	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
32	谷3	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
33	谷4	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
34	谷5	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
35	谷6	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
36	谷7	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
37	綱木	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
38	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
39	大久後1	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
40	大久後2	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
41	大久後3	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
42	長岡1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
43	長岡2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
44	栢森	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
45	南山台西1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
46	南山台西2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
47	工業団地	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
48	送木1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
49	送木2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
50	送木3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
51	送木4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
52	送木5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
53	南山	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
54	大庭台1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
55	大庭台2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
56	古屋敷南1	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
57	古屋敷南2	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
58	古屋敷南3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
59	里	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
60	洞	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
61	柿田3	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
62	松野1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
63	松野2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒
64	松野3	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
65	松野4	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
66	道北	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
67	小和沢2	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
68	小和沢3	可児郡御嵩町小和沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
69	大久後4	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
70	大久後5	可児郡御嵩町大久後	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
71	上之郷	可児郡御嵩町上之郷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
72	伏見1	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
73	伏見2	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
74	伏見3	可児郡御嵩町伏見	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
75	比衣1	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
76	比衣2	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
77	比衣3	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
78	比衣4	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
79	比衣5	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
80	比衣6	可児郡御嵩町比衣	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
81	中1	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
82	中2	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
83	中3	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
84	中4	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
85	中5	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
86	中6	可児郡御嵩町中	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
87	古屋敷4	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
88	古屋敷5	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
89	古屋敷6	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
90	古屋敷7	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
91	古屋敷8	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
92	御嵩1	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
93	御嵩2	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
94	御嵩3	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
95	御嵩4	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
96	御嵩5	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
97	御嵩6	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
98	御嵩7	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
99	御嵩8	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
100	御嵩9	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
101	御嵩10	可児郡御嵩町御嵩	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
102	井尻4	可児郡御嵩町井尻	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
103	小原8	可児郡御嵩町小原	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
104	前沢1	可児郡御嵩町前沢	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
105	諂坂1	可児郡御嵩町諂坂	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
106	宿1	可児郡御嵩町宿	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
107	美佐野2	可児郡御嵩町美佐野	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
108	次月1	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
109	次月2	可児郡御嵩町次月	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
110	津橋4	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
111	津橋5	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
112	津橋6	可児郡御嵩町津橋	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
113	古屋敷9	可児郡御嵩町古屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒・特別警戒
114	岩仙寺洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
115	正願寺洞北	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
116	正願寺洞中	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
117	天ヶ峰	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒
118	番上洞	可児郡御嵩町中切	土石流	警戒・特別警戒
119	南舖五山	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
120	不動洞川	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
121	正ヶ洞口	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
122	押山	可児郡御嵩町美佐野	土石流	警戒・特別警戒
123	正ヶ洞西	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
124	正ヶ洞南	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
125	正ヶ洞東	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
126	正ヶ高根	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
127	真名ヶ洞	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
128	井之平	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒
129	鳥帽子岩	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
130	東川尻	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
131	東山	可児郡御嵩町前沢	土石流	警戒・特別警戒
132	桧ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
133	ヲシヤ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
134	樋ヶ洞	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
135	谷(大西)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
136	谷(下西ヶ平)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒・特別警戒区域の別
137	綱木(牛巻)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
138	綱木(貝之洞)	可児郡御嵩町上之郷	土石流	警戒・特別警戒
139	小和沢東	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒
140	小和沢西	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
141	水落	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒
142	釜坂	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
143	地蔵根南	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
144	地蔵根東	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
145	地蔵根西	可児郡御嵩町大久後	土石流	警戒・特別警戒
146	長岡上	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
147	長岡中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
148	長岡下	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒
149	長岡裏東	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
150	長岡裏中	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
151	長岡裏西	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
152	板良洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
153	北山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
154	御嵩南山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
155	平芝山	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
156	御嵩東洞	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
157	神ノ木	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
158	禅堂平東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
159	禅堂平中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
160	禅堂平西	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
161	中南山	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
162	北山東	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
163	北山中	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
164	真名田洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
165	中大洞	可児郡御嵩町中	土石流	警戒
166	古屋敷東洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
167	二本木	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
168	比衣大洞	可児郡御嵩町比衣	土石流	警戒・特別警戒
169	庵ヶ洞	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒
170	北洞	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
171	道北1沢	可児郡御嵩町次月	土石流	警戒・特別警戒
172	宿	可児郡御嵩町宿	土石流	警戒・特別警戒
173	小和沢	可児郡御嵩町小和沢	土石流	警戒・特別警戒
174	伏見	可児郡御嵩町伏見	土石流	警戒・特別警戒
175	顔戸	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
176	顔戸2	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
177	顔戸3	可児郡御嵩町顔戸	土石流	警戒・特別警戒
178	中7	可児郡御嵩町中	土石流	警戒・特別警戒
179	古屋敷9	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
180	古屋敷10	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒・特別警戒
181	御嵩11	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒

番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	警戒・特別警戒区域 の別
182	御嵩12	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒・特別警戒
183	御嵩13	可児郡御嵩町御嵩	土石流	警戒
184	井尻5	可児郡御嵩町井尻	土石流	警戒・特別警戒
185	井尻6	可児郡御嵩町井尻	土石流	警戒・特別警戒
186	小原9	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
187	小原10	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
188	小原11	可児郡御嵩町小原	土石流	警戒・特別警戒
189	津橋7	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
190	津橋8	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
191	津橋9	可児郡御嵩町津橋	土石流	警戒・特別警戒
192	久々利4	可児郡御嵩町古屋敷	土石流	警戒
193	愚渓	可児郡御嵩町中	地すべり	警戒
194	諂坂	可児郡御嵩町諂坂	地すべり	警戒
195	雨乞山	可児郡御嵩町大久後	地すべり	警戒

第2項 農地・林地・土地災害防災計画

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 農地防災計画

農地を主とする地域において防災に関する事業の実施を必要とする事業計画の概要は、次のとおりである。

(1) 防災ダム事業

町は、防災ダム事業の必要地区を調査するとともに、耐震対策並びに強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次行うよう、県に要請する。(防災ダム設置箇所は別表1参照)

(2) ため池等整備事業

農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。（農業用ため池状況は別表2参照）

町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

(3) その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、県と連携して実施する。

3 治山事業

町域における林地の崩壊に伴う災害の予防のため、緊急かつ、計画的な実施を推進することにより町土の保全を図り、住民生活の安定と向上に資するため積極的な事業実施を推進する。

また、森林は、水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度發揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

各事業の概要は、次のとおりである。

(1) 山地治山事業

ア 山腹崩壊地、はげ山、侵蝕されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、地質、地形、気象条件等によって荒廃し、はげ山に移

行しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区のうち緊急なものについて予防治山事業を行う。

イ 本町には山地に起因する災害危険地区が 54 箇所指定されており（別表 3 参照）、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。

(2) 保安林の指定

本町は、土砂の流出、崩壊を防止する目的で保安林の指定がなされている。（別表 4 参照）

4 土地災害予防計画

町は、分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等に伴う災害防止のため、土砂の流出、崩壊、亜炭鉱廃坑などによる災害が発生するおそれがあるときは、これら土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

また、盛土の規制について、総合調整や包括的などりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。

町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

別表 1

農 業 用 防 災 ダ ム

(平成25年4月1日現在)

水系	河川名	地区名	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千トン)	堤体積 (m ³)
木曾川	可児川	前沢	御嵩町前沢	38.0	171.0	2,025.0	198,630
	"	大洞	御嵩町宿	16.8	88.6	43.0	10,525
	"	谷山	御嵩町御嵩	20.6	58.7	267.7	7,212
	"	真名田	御嵩町中	17.0	98.2	285.0	17,200
	"	比衣	御嵩町比衣	10.6	107.0	76.8	5,474

別表2

農業用ため池状況

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地(代表地番)	所有者の名称(堤)	堤高(m)	天端幅(m)	堤長(m)	総貯水量(m3)	防災重点ため池	特定農業用ため池
次月ため池	御嵩町次月烏帽子岩3421	自然人	7.20	2.00	45.00	12,000	○	○
田之頭ため池	御嵩町津橋田之頭3887	官有地	6.60	3.40	30.60	1,800	○	
前沢ダム	御嵩町前沢東山8078-3	官有地	38.00	8.00	171.00	2,025,000	○	
前沢ため池	御嵩町前沢東山8076	官有地	10.60	4.20	63.50	46,000	○	
順田ため池	御嵩町小原順田5603	官有地	2.30	3.60	56.70	8,900	○	
菅之洞ため池	御嵩町謡坂菅之洞4910	官有地	8.20	3.45	20.00	3,300	○	
池之田ため池	御嵩町謡坂字池之田4959の2	自然人	5.60	2.80	56.00	1,200	○	○
大西池	御嵩町上之郷大西6934	官有地	7.10	2.00	30.00	920	○	
西之洞畠池	御嵩町小原西之洞畠6294-1	御嵩町	4.10	1.00	32.00	1,400	○	
井尻ため池	御嵩町上之郷寺尾6704	御嵩町	13.40	4.00	61.84	26,200	○	
赤坂池	御嵩町井尻赤坂520-2	御嵩町	8.10	2.00	25.00	520	○	
岩仙寺池	御嵩町中切岩仙寺洞1288-7	御嵩町	2.70	1.60	38.00	750	○	
正願寺ため池	御嵩町中切正願寺洞1219	自然人	7.70	3.00	56.90	2,400	○	○
横枕ため池	御嵩町美佐野横枕3026	御嵩町	5.40	3.40	58.70	3,700	○	
正ヶ洞	御嵩町美佐野生ヶ洞口3184	官有地	2.00	1.00	29.00	920	○	
多伊羅ため池	御嵩町美佐野多伊羅2511-35	法人	6.80	2.00	100.00	7,500	○	○
大洞山ため池	御嵩町宿大洞山2425	法人	16.50	2.00	84.00	72,550	○	○
大洞防災ダム	御嵩町中切字天王洞1714	官有地	16.80	2.00	88.60	43,050	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞206	官有地	3.20	1.40	38.00	500	○	
板良炭焼ため池	御嵩町御嵩北山2874	官有地	6.20	2.60	30.50	8,200	○	
谷山防災ため池	御嵩町御嵩谷山1065	建設省	20.60	1.85	58.70	267,700	○	
東米山ため池	御嵩町御嵩東米山2674	官有地	7.00	3.00	43.00	9,620	○	
西米山池	御嵩町御嵩町西米山2667	官有地	2.30	1.80	29.00	3,000	○	
平芝池	御嵩町御嵩平芝2155	官有地	4.80	1.60	65.00	5,750	○	
永林寺池	御嵩町御嵩平芝2014	国	1.70	3.00	106.50	750	○	
秋葉ため池	御嵩町中南山2777-2	御嵩町	8.90	3.80	75.00	15,000	○	
南山ため池	御嵩町中南山2773	御嵩町	6.60	3.30	105.40	13,000	○	
東洞ため池	御嵩町古屋敷東洞71	官有地	7.15	3.50	17.00	30,000	○	
会所洞池	御嵩町古屋敷会所450	御嵩町	2.50	3.10	96.70	1,000	○	
栢ノ木池	御嵩町古屋敷栢ノ木651	官有地	3.50	2.00	36.00	630	○	
西門前ため池	御嵩町中西門前2641	官有地	6.20	3.40	52.00	2,000	○	
真名田防災ため池	御嵩町中真名田洞1710	建設省	17.00	4.00	98.20	284,600	○	
菖蒲ため池	御嵩町中真名田洞1651	官有地	4.10	3.40	124.00	11,200	○	
願浮ため池	御嵩町中北山中2750-2	御嵩町	11.60	4.10	36.50	7,200	○	
長瀬洞ため池	御嵩町中長瀬洞1456	御嵩町	9.15	3.90	38.00	1,100	○	
大洞池	御嵩町中大洞1439	官有地	2.70	1.60	24.00	300	○	
撫尾ため池	御嵩町中字撫尾2746-2	御嵩町	11.30	3.80	94.00	17,500	○	
撫尾新ため池	御嵩町中撫尾2747-3	官有地	11.90	4.40	37.30	6,000	○	
御手洗池	御嵩町御嵩町顔戸洞1135	官有地	4.60	2.00	84.00	1,100	○	
登立池	御嵩町顔戸登立1174	国	6.10	2.50	33.00	700	○	
味噌洞池	御嵩町比衣坂本116	国	3.10	2.00	64.00	670	○	
樅ノ木ため池	御嵩町比衣坂本166	御嵩町	5.50	3.00	116.00	7,000	○	
打越ため池	御嵩町比衣打越1207	御嵩町	5.00	3.30	38.80	2,500	○	
大洞ため池	御嵩町比衣大洞1097-9	御嵩町	8.80	1.50	124.00	14,000	○	
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1061	建設省・内務省	11.60	4.20	99.00	77,000	○	
比衣第2ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1055-1	御嵩町	4.00	3.50	77.00	2,500	○	
堤上ため池	御嵩町伏見堤上1660-1	御嵩町	0.90	3.50	15.00	5,200	○	
鞍骨ため池	御嵩町伏見鞍骨1681-1	御嵩町	7.50	3.00	22.00	3,000	○	
山田ため池	御嵩町伏見笹尾1582-1	御嵩町	7.40	3.00	90.00	16,000	○	
余内ため池	御嵩町伏見信解1846	御嵩町	4.70	3.20	110.00	9,500	○	
赤羽根ため池	御嵩町大久後字赤羽根7976-2	自然人	4.00	2.00	28.00	8,000	○	○
西門前第2池	御嵩町中西門前2642	国	4.10	2.20	30.00	120	○	
禪堂平ため池	御嵩町中禪堂平2638-4	国	2.20	2.20	27.90	1,000		

※防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき岐阜県が指定したもの。

※特定農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき岐阜県が指定したもの。

別表3

山地に起因する災害危険地区数

(令和3年10月1日)

	危険度A		危険度B		危険度C		計		人家戸数		公共建物		道路	
	山腹崩壊	崩壊土砂												
箇所数等	4	6	10	10	9	15	23	31	185	337	3	2	21	28
計	10		20		24		54		522		5		49	

(注) 山腹崩壊：山腹崩壊危険地区 崩壊土砂：崩壊土砂流出危険地区

別表4

保 安 林 種 類 別 面 積

(令和3年3月31日)

市 町 村	総 数			水源かん養保安林			土砂流出防備保安林			土砂崩壊防備保安林		
	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
御嵩町	(51) 731	7	(51) 724	399	—	399	319	7	312	9	—	9

干害防備保安林			なだれ防止保安林			落石防止保安林			保健保安林			風致保安林		
総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民	総数	国	民
—	—	—	—	—	—	—	—	—	(51) 4	—	(51) 4	—	—	—

(注) 1 国は林野庁所管保安林、民は林野庁所管以外の保安林である。

2 上段()は兼種保安林で外数である。

3 岐阜県森林・林業統計書による。

第4節 建築物災害予防計画

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次による。

2 建築物防災知識の普及

建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは一般住民等に対する建築物に関する災害予防及び応急対策についての知識、技術等の普及徹底は、次による。

(1) 実施者

建築物防災知識の教養普及は、町及び県が関係機関の協力を得て行う。

(2) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会を捉え、必要に応じ災害の予想される季節前に重点を置き、おおむね次の方法によって行うものとする。

ア 写真等による方法

イ ポスター掲示による方法

ウ 広報紙による方法

エ インターネット等による方法

オ 講演会、説明会、座談会等による方法

(3) 教養普及事項

建築物の防災に関し必要な、おおむね次の事項について行うものとする。

ア 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

イ 建築基準法等の遵守

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合するよう県及び指定確認検査機関による建築確認審査業務を行っているので、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

3 特殊建築物（建築基準法第2条第2項）の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第5節第1項「火災予防計画」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防災診断の実施

町は、県が関係機関と協議して、既存の特殊建築物のうち一定規模以上のものについて、一定時期ごとに建築士に調査をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をすることに対し、要請があれば協力する。

(3) 確認検査の徹底

建築基準法第2条第2項で定められた学校、体育館、病院、劇場、集合場、展示場、旅館、共同住宅等特殊建築物の建築に当たっては、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行徹底を期する。

(4) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

(5) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

(6) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期するものとする。

4 公共的建築物の防災体制等

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設にあっては、老朽化した建物の改築の促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物に改築する。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

5 防災査察（可茂消防事務組合消防本部）

旅館、ホテル、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物は定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

住宅密集地等の火災危険度の高い地域

御嵩地区	昭和町・元町・中本町・愛宕町
中地区	西之門・十日市場・西屋敷・春日町・顔戸南
伏見地区	東町・中町・旭町・西本町・西町

6 空家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第5節 災害防除に関する予防計画

第1項 火災予防計画

1 方針

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るために平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めるところによる。

2 消防力の充実整備

町内における消防組織の確立と消防施設の整備並びに効率的な運用は次による。

(1) 消防組織の整備

ア 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- (ア) 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- (ウ) 必要な資機材等の整備
- (エ) 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- (オ) 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

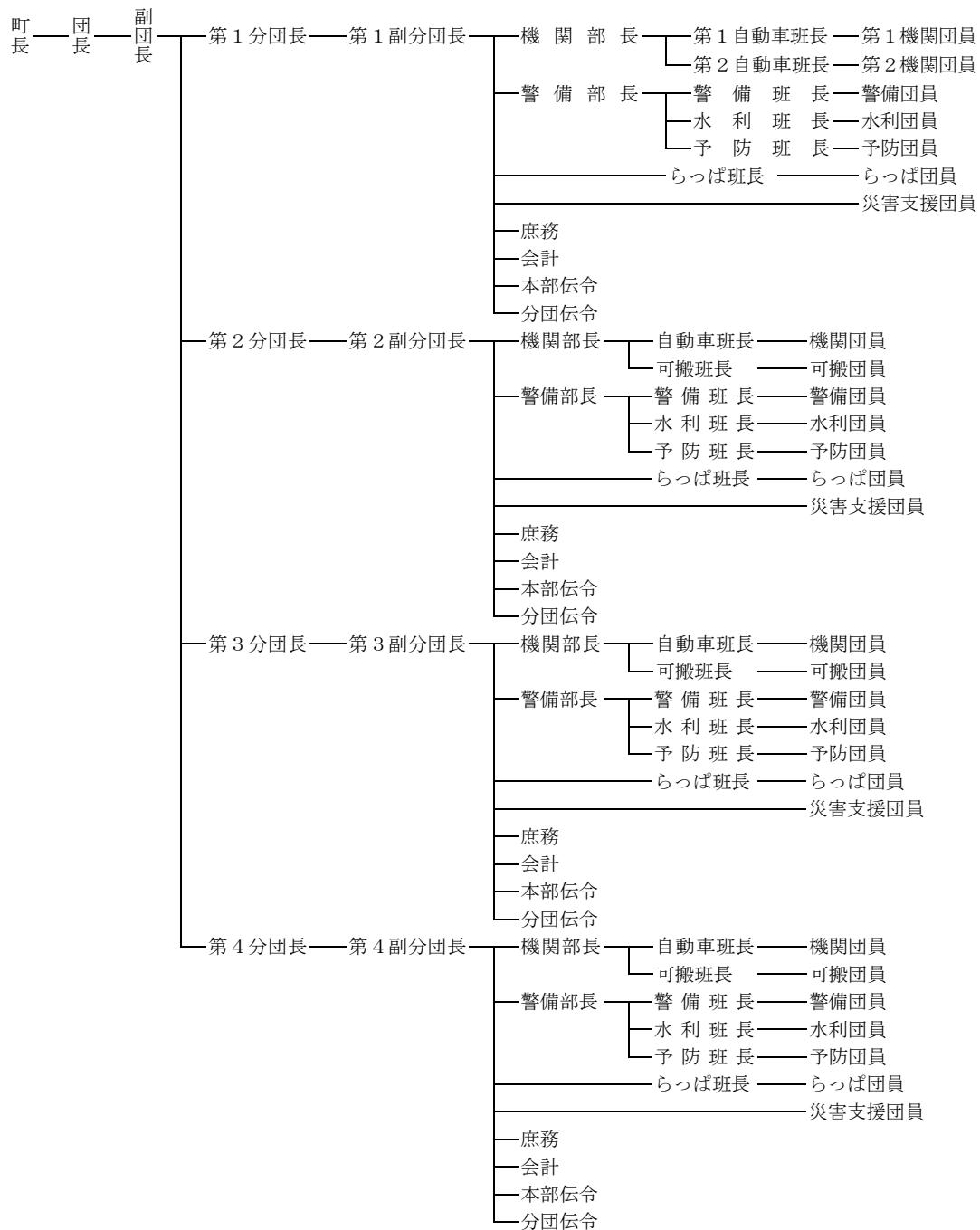
町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- (ア) 防火水槽の整備
- (イ) 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- (ウ) 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議必要な資機材等の整備

ウ 消防体制の確立

町は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立するものとする。

(ア) 消防団組織



御嵩町消防団の編成及び担当区域

(平成25年4月1日現在)

編成	区域	分団詰所所在	人員	階級ごとの人員
本部	全町	御嵩1239—1 御嵩町役場	14	団長1 副団長2 分団長4 副分団長4 部長2 可茂消防御嵩分署長1
第1分団	井尻、中切、小原、諂坂、西洞、宿、美佐野、次月、津橋、前沢、上之郷、大久後、小和沢	中切1397—2	40	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員29
第2分団	御嵩	御嵩1131—2	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28
第3分団	中、顔戸、古屋敷	中707—4	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28
第4分団	比衣、伏見、上恵土	伏見987	39	分団長1 副分団長1 部長4 班長5 団員28

(イ) 消防水利の現況

a 消防ポンプ等

分団	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車
第1分団	2	—
第2分団	1	—
第3分団	1	1
第4分団	1	—

b 水利施設

(平成25年4月1日現在)

消火栓	防火水槽		その他	
	20m ³ 以上 40m ³ 未満	40m ³ 以上	河川・溝等	ブル
公設	451	25	105	8 6

エ 予防査察体制等の強化

可茂消防事務組合御嵩分署は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握し防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時検査、さらに特殊対象物（工場、店舗、学校、旅館、ホテル、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を定期的に行う。

オ 広域消防応援体制の強化

町は、「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、応援隊の受け入れ等具体的な計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図る。

(2) 消防施設等の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に当たって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 化学消防力の充実

町は、建築構造の変化及び危険物施設の増加等に伴う火災に対処するため、はしご付消防ポンプ自

動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車及び救助工作車等の整備を可茂消防事務組合に働きかけるなど、消防の近代化に努める。

イ 機械器具の整備点検

町は、非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施する。

(3) 消防通信の効率的運用

総務課及び消防団の各消防ポンプ自動車に可茂消防事務組合通信指令課を基地局とした無線受令器を備え付ける。御嵩町消防団本部及び各分団間は防災行政無線による交信を行い、分団内ではトランシーバーによる交信により行うものとする。

3 消防団員教養訓練計画

効果的な消防活動を確保するため消防団員の資質の向上と実践的技術習得のため、次により教養訓練を行う。

(1) 一般教養訓練

新たに任命した消防団員のすべてに対し、基礎的教育訓練を行う。

(2) 演習訓練

演習訓練は、次の種目を基準として実施する。

- ・人命救助・飛火警戒・通信連絡・破壊消防・出動・財産保護・山林火災防ぎよ
- ・災害応急対策 等

4 一般住民に対する火災予防の徹底

町は、火災の発生を抑止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、一般町民に対し、防火、防災に関する思想あるいは可茂消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 18 号）の普及徹底に当たるものとするが、特に震災火災時の初期消火体制を確立するための心得等についても普及徹底する。

(1) 住民の火災予防

住民の火災予防の徹底は次による。

ア 実施の時期

住民一般に対する防火思想の普及は「全国火災予防運動（春、秋）」あるいは「文化財防火デー」の期間のほか適宜その期間を定めて行う。

イ 方法

火災予防の徹底、防火思想の推進を次の方法により普及する。

- ・広報紙・広報車・パンフレットの配布・ポスター掲示・ホームページの活用
- ・保育園等の防火教室
- ・住宅用火災警報器の設置促進

ウ 教養内容

(ア) 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

(イ) 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法

(ウ) 火災予防条例の周知・徹底

5 防火対象物の管理者等に対する指導

町は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- (1) 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- (2) 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- (3) 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- (4) 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- (5) 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

6 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

- (1) 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

7 総消防体制の確立

町は、消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化を図るため、民間防火組織である女性防火クラブ、自主防災組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、次により火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動を確実に組織する。

- (1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

第2項 林野火災対策

1 方針

町は、北部を東山高原、北山山地が占め、南部には南山丘陵地が広がり、標高 97 メートルから 465 メートルと起伏に富み、林野面積は町域の約 6 割を占めている。

山林において予想される火災は、本町においてはほぼ人為的なものと考えられ、林野保全のため関係機関との協力のもとに、次の事項を強力に推進する。

2 防火思想の普及

関係機関の協力を得て一般住民に森林愛護及び防火思想の普及を図るため、特に「山火事予防期間」に重点を置き、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- (1) 展覧会、講演会等の開催による方法
- (2) 映画、スライド、ビデオ等の映写による方法
- (3) 看板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- (4) 学校その他の諸団体等への宣伝委託の方法
- (5) 林業労務者等を対象とした講習会を行う方法
- (6) 林野火災訓練等を通じて行う方法
- (7) 町広報紙、防災行政無線による方法

3 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町は、林野火災予防に関し、林野の所有（管理）者に次の事項を重点に指導するものとする。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- (3) 林道構築に当たっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- (4) 事業地には、防火処置を行う。
- (5) 火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

4 火災警報発令時の措置

町及び林野の所有（管理）者は、火災警報が発令された場合は、可茂消防事務組合火災予防条例の定めるところにより、おおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

- (1) 山林、原野において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残り火（煙草の吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 山小屋など屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 監視の徹底

最近、林道等森林地帯への道路の開発とあいまって自家用車により無断入山し「山菜採り」などを行う者が非常に多くなり「たばこ」の投げ捨てによる山火事の危険度が大きいことから、山火事防止対策に努めるとともに、可茂森林組合御嵩支所、県自然保護員の指導により常に町内を巡回し、監視の徹底を図るとともに火災

の早期発見と早期通報に努めるものとする。

6 林野火災対策用資器材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災を含めた災害対策用資器材などの整備に努めるものとする。

第3項 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 危険物

(1) 町及び可茂消防事務組合消防本部の措置

ア 危険物施設に対する指導

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

(ア) 施設の耐火・耐震性の確保

(イ) 各種の講習会及び研修会の開催

(ウ) 防災訓練の徹底

イ 事務所、一般家庭への啓発

その他石油ストーブ、ボイラーやを使用している事務所、一般家庭には、灯油の適正な保管及び取り扱い方法の指導啓発を行う。

(2) 危険物施設における措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

ウ 危険物施設の整理、清掃及び点検

(3) 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

危険物等の運搬等に関して、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応する。

3 毒物及び劇物

毒物及び劇物を保管又は取り扱っている事業所に対しては、検査等を通じ県が指導を行うが、毒物及び劇物を取扱う事業者は、次の対策等を行う。

(1) 部門責任者（保管、販売、保安）の設置と管理部門の明確化

(2) 従業員に対する安全教育

(3) 事故時の通報体制の確立

(4) 転倒防止対策等施設の整備点検

(5) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立

(6) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備

(7) 防災教育及び訓練の実施

4 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- (1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- (2) 応急措置等についての保安教育
- (3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- (4) 防災協定などによる地域応援体制の確立
- (5) 防災訓練の実施等

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で町の必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町、県は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

町、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

町及び県は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

カ 避難収容活動関係

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

町及び県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備する。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

(ア) 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

(イ) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

サ 災害復旧への備え

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設

の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

6 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙に努める。

町及び県は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第4項　渴水等予防計画

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（町等が運営する飲料水供給施設を含む。以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めによるが、各施設の管理者等は、飲料水を確保するため、生活用水の需要計画を策定するとともに施設の改善整備に努める。なお、災害等による飲料水の供給は、第3章第6節第6項「給水計画」に準ずる。

2 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

3 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の推進と普及に努める。

4 渴水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 広報車、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等に節水協力の要請
- エ Facebook、X（旧Twitter）等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用

(2) 給水

あらかじめ策定した給水計画により実施する。

なお、給水計画の内容については、第3章第6節第6項「給水計画」5「給水の方法」の定めるところによる。

- ア 給水車（給水タンク車、給水タンク登載車）
- イ 街頭給水タンク
- ウ 各戸給水容器
- エ 共同給水栓の設置（暫定）
- オ 他の水源からの導水等

5 給水資機材の確保等

町では現在、次の表の通り応急復旧用資機材を常備している。

今後も、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、必要とされる資機材の確保又は備蓄に努める。

給水用資機材等

令和4年4月1日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1.25t、軽トラ、軽エコノ	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	FRP
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷P場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機（可搬式）	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	発電機（可搬式）	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ /分-3.3m 100V	4	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ /分-2.6m 100V	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷P場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS 各4口
給水容器	組立式 給水タンク	1,000 リットル	1	基	長谷P場内 資材倉庫	

6 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曽川水系緊急水利調整協議会（担当窓口、河川課）と緊密な連絡をとり実施する。

なお、木曽川水系以外の水系についても、木曽川水系に準じて実施する。

7 自衛隊の災害派遣による給水

渴水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、町は第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣を知事に要請するものとする。

第5項 観光施設等の予防計画

1 方針

町においては、宿泊休養施設（旅館等）及び運動施設（ゴルフ場等）、公園等（以下この節において「観光施設」という。）が存在している。

町は、利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）に対して、次の対策を講じるよう災害時に備えた体制の整備に努める。

2 責任体制の整備

管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備する。

また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

3 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

4 町との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておく。

また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努める。

5 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、3から4までの対策を講じるよう指導する。

第6項 孤立地域防止対策

1 方針

町域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 通信手段の確保

通信手段については、本章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるところによる。

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

3 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町及び県は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

4 孤立予想地域の実態把握

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

5 備蓄

備蓄については、本章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。

町は、孤立地域内の生活が維持できるよう、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。

7 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第6節 文教関係の予防計画

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の不燃化及び耐震化の促進

学校等の経営又は管理者は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校等

学校等の建物、施設を火災、台風、地震等の災害から防護し、教育の確保と児童生徒等の安全を図るため、施設の建設に当たっては、適切な構造物により建築する。

3 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

5 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒等を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努める。

(1) 児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、各学校において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等とも関連を持たせながら、防災知識の普及を効果

的に行うよう配慮する。

- (2) 災害時においては、児童生徒等の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、地震、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童生徒等に周知すること。この場合特に低学年の児童や身体的障がいのある児童生徒等にはよく理解させ徹底しておくものとする。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童生徒等に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。
なお、町及び町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (5) 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で実施すること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重に扱うこと。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとすること。
- (2) 児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で実施する。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重に扱う。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
- (4) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (5) 訓練は保育園及び幼稚園は月1回、小・中学校は毎学期1回実施すること。
- (6) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (7) 平素から災害時における組織活動の円滑を期すため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

7 気象予報警報等の把握・伝達

各学校における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

(1) 町立学校

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、教育委員会が各学校長に伝達する。

(2) 組合立学校

可児市・御嵩町中学校組合教育委員会及び施設管理者は、中学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努める。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」に基づき、教育委員会が学校長に伝達するものとする。

(3) 保育園及び幼稚園

園長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して、災害に関する気象の把握に努め、災害予防の適正を期するものとする。

8 臨時休業

災害の発生が予想される場合の町立学校、保育園及び幼稚園の臨時休業については、町立学校については教育委員会、保育園については福祉子ども課長、幼稚園については、園長が決定して行うものとする。

第2項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

3 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化・耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

(2) 町及び県

ア 国指定、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ 文化財保護巡視員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

4 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

5 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

6 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等と連絡・協力体制を確立するものとする。

教育委員会は、県と協力して、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第7節 防災上重要地域の予防計画

第1項 災害対策に関する調査研究

1 方針

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 風水害対策基礎調査

本町は、地勢その他に恵まれた地であり、昭和34年及び昭和36年の伊勢湾、第2室戸台風の上陸以外は、大型災害は少ない。しかしながら、県内の他の地域に目を向けると、風水害とりわけ水害による災害が多い。

山間部の水害は、昭和40年の9.15集中豪雨、昭和43年の8.17豪雨あるいは昭和47年の47.7豪雨等にみられるように山腹崩壊、土砂流失、渓流氾濫等による被害が大きく、平野部の水害は、昭和34年8月の牧田川の決壊、同年9月の伊勢湾台風時における長良川、牧田川の決壊等にみられるように堤防の決壊、昭和49年7月豪雨による人口集中地区の岐阜、大垣地区の溢水、昭和59年9月の美濃加茂地方の溢水等による浸水、集中豪雨によるたん水による被害が多い。

そこで、風水害による災害を最少限度に防止する対策を樹立するため、町は、県と連携して、次の事項等につき基礎的調査及び研究を推進するものとする。

- (1) 町における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流・がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図の作成・公表
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

3 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をとどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害を引き起す素因を多くもっている。

幸い町内においては、近年、災害救助法の適用を受けるような大火は発生していないが、消防対策の樹立を図るため、町は、県その他関係機関と相互協力して調査研究を推進するものとする。

4 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施するものとする。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

5 リスクの評価

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第2項 災害危険地域の予防対策

1 災害危険地予察

町は、県、自衛隊等の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町計画に反映するものとする。

2 水害予防対策

(1) 洪水対策

県が作成した「木曽川水系可児川浸水想定区域図」によると、名鉄御嵩駅付近の可児川沿いから可児市との境界に至る区間に、1メートルを超える水深の浸水想定区域が連続して存在する。

また、浸水想定区域外においても平成22年7月15日に発生した短期的・局地的な集中豪雨や平成23年9月20日の台風15号がもたらした豪雨では、井尻川や奥田川等で河川氾濫による甚大な被害が発生している。

のことから、町は、浸水想定区域図と過去の災害発生状況を基に、水位情報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた「想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ」・「タイムライン」の作成・周知に努めるとともに、護岸工事等の河川整備を図り、適切な河川管理に努めるものとする。

集中豪雨などによる洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

また、洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとするが、水害と関連のある道路対策については、次に定めるものとする。

(2) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本総合整備計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路やアンダーパスの冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(3) 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

3 浸水想定区域の周知と伝達方法

(1) 上記のとおり、本町には、浸水想定区域に指定されている区域が存在することから、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 水位情報等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地

(2) 上記ウの施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるも

のについては、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報等の伝達方法を定める。

- (3) 町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- (4) 町長は、水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

4 浸水想定区域要配慮者施設

(1) 浸水想定区域内の施設等

要配慮者施設の範囲は、高齢者施設・保護施設・児童福祉施設・障がい児（者）施設等の社会福祉施設、病院・診療所の医療施設、幼稚園、保育園、学校とし、本町における浸水想定区域に存在する要配慮者施設は、次のとおりである。当該施設の管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、町長に提出するものとする。

施設名	所在地	電話番号
みたけ幼稚園	可児郡御嵩町中903-9	0574-67-4888
ふらっとハウス	可児郡御嵩町御嵩1512-1	0574-67-6359

(2) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法については、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」3「警報等の伝達」のとおりとする。

(3) 指定緊急避難場所

洪水時の指定緊急避難場所については、本章第10節「避難対策」別表のとおりとする。

5 山地等崩壊防止対策

降雨及び融雪により山腹崩壊、土石流等の発生が予想される箇所については、本章第3節第1項「砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画」及び同節第2項「農地・林地・土地災害防災計画」により改修等を行うものとする。また、県は、町が「林地崩壊防止事業」及び「災害関連山地災害危険地区対策事業」を実施する場合には、これが円滑な実施を図るために積極的に指導、協力するものとする。

6 土砂流出防止対策

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行された。

このことにより、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出のおそれが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域については、宅地造成に関する工事における災害の防止を図るものとする。

土砂災害警戒区域指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域の周知

町は、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配

布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

イ 警戒避難体制の整備

町は、避難情報の判断・伝達マニュアルにおいて警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域での施策

ア 住宅等の新規立地の抑制

住宅宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為については、県の許可審査、検査及び監督処分を受けるとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

イ 既存住宅の移転促進等

土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物は、県から移転等の勧告を受けることがある。また、移転勧告による移転者に対し、県から融資、資金の確保に関してあっせんがある。

7 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 町土保全事業の推進

町は、要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の町土保全事業を積極的に推進するよう県に要請する。

(2) 情報の提供

町は、土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨の周知に努める。

町は、施設の名称、場所等を町及び県計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

土砂災害警戒区域内要配慮者施設

危険個所の名称	施設名	所在	電話	区分	危険個所の範囲
長岡裏西	あんしんみたけ	御嵩358-1	68-0515	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター
井尻3	さわやか長楽荘	井尻65-1	67-8321	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地） 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	養護老人ホーム デイサービスセンター グループホーム
長岡1	さわやかナーシングみたけ	井尻65-1	67-8325	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	特別養護老人ホーム
北切3	上之郷医院	中切1415-5	67-6077	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	病院
長岡裏東 長岡裏中 長岡上 長岡中 長岡下	御嵩クリニック	御嵩62	67-5757	土砂災害警戒区域（土石流）	病院
中大洞 神ノ木	デイサービスセンターはなたま	中1431-1	67-3939	土砂災害警戒区域（土石流）	デイサービスセンター

南軸五山	上之郷小学校	宿2002	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎・体育館・グラウンド
天ヶ峰	上之郷中学校	中切1785	67-0431	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎
岩仙寺洞 正願寺洞北 正願寺洞中	上之郷保育園	中切1359-2	67-2322	土砂災害警戒区域（土石流）	校舎

(3) 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

町及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(4) 要配慮者関連施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本章第12節「要配慮者対策」による。

イ 町と施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

8 老朽ため池対策

ため池の老朽化に伴う破堤等につき、被害の発生が予想される箇所に関する予防計画は、本章第3節第2項「農地・林地・土地災害防災計画」による。

第3項 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなっている。

したがって、町は、自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 住民の自主防災組織

(1) 自主防災組織の育成指導

町においては、各地区ごとに自衛消防隊が組織され、可搬式ポンプによる初期消火訓練、消火器の取り扱い及び初期消火訓練、消火栓使用による初期消火訓練などが行われている。また、女性防火クラブが結成され、活動を続けている。(別表参照)

しかし、地域防災活動のより一層の推進を図るため、自治会等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

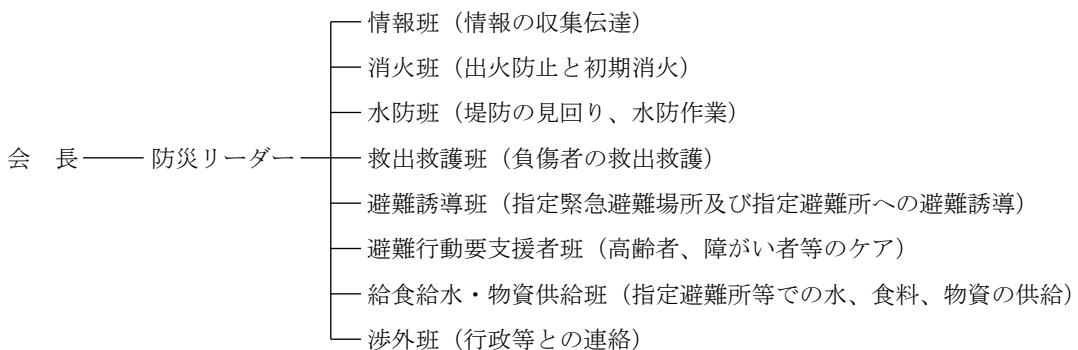
また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、消防職員及び消防団員のOBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけるとともに、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(3) 組織及び活動の内容(例)

ア 組織編成



イ 平常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握、点検	消火班 〃
水防対策	河川、溪流等の見回り	水防班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班 〃

救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班 〃 〃
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接自治会との連絡方法の確立	情報班 〃
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知	避難誘導班 〃
避難行動要支援者対策	ひとり暮らし老人・障がい者等の要配慮者のうち自力避難が困難な人の把握	避難行動要支援者班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水・物資供給班 〃 〃
防災訓練	1 個別訓練の隨時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各班 〃
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班 〃
渉外	地域内の事業所、団体等関係組織との連携、総合的な自主防災活動の推進	渉外班

ウ 非常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消防班出動	全員 〃 消防班
水防対策	水防活動の実施	水防班
救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 〃
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接自治会との情報交換 4 重要情報の各世帯へ広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各世帯 情報班 〃 〃 〃 〃 〃
避難対策	1 避難指示の伝達 2 避難路の安全確認 3 避難者の誘導（組織的避難の実施）	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水・物資供給班 〃 〃

避難行動要支援者 対 策	ひとり暮らし老人、障がい者等の要配慮者のうち自力避難が困難な人の支援	避難行動要支援者 班
--------------------	------------------------------------	---------------

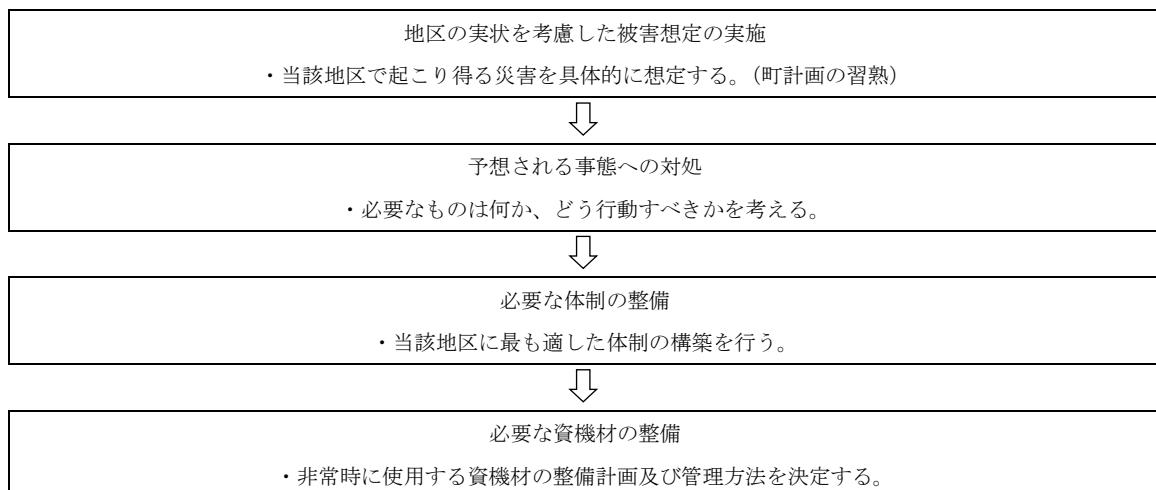
3 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区ごとに地区的実状に合った防災マニュアルを作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



4 自主防災資機材の整備

自主防災組織は、自主防災活動に必要な資機材を整備する。近年の整備状況は、次のとおりである。

情報伝達用具	ハンドマイク 携帯無線機	救出・障害物除去用具	バール、ジャッキ 折り畳み梯子 のこぎり チェーンソー	救出・障害物除去用具	大ハンマー 片手ハンマー ロープ ゴムボート
消防用具	街頭用消火器 消火器格納庫 バケツ、砂袋 可搬式ポンプ		掛矢 斧 スコップ つるはし	給食・給食用具	釜（釜戸付） 鍋 受水槽 ろ水器
救護用具	担架 救急セット 毛布		鍬	その他	テント・天幕 ビニールシート 井戸 リヤカー
避難用具	投光機 標旗・腕章 ロープ		もっこ、石み なた ベンチ		

	発電機		鉄線ばさみ		燃料
	ヘルメット		軍手		簡易トイレ

5 研修の実施

(1) 御嵩町防災アカデミー・防災リーダーフォローアップ研修

町は、自主防災組織や地域の防災活動でリーダー的役割を担っていただける防災リーダーを養成するための研修及びフォローアップのための研修会を開催する。

(2) 自主防災組織リーダー研修会

町は、県その他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

(3) 各種団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

6 消防団、交番等との連携強化

町は、県及び県警察と連携して、自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織と連携を強化し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

7 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

一定規模以上の施設、事業等にあっては、消防法により、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置することとなっている。

ア 町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図る。

イ 施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

(2) 安全協議会

ア 町が災害応急対策を実施する場合において、地域の建設事業者が、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する安全協議会の構築を進める。

イ 被災者救出支援に緊急を要するとき、又は災害により通信連絡が不能となり、町又は県が要請できないときは、安全協議会の判断により被災者救出支援を行う。

(3) 農業用ダム、ため池に関する自主防災組織の対応

農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、町、可児川防災ため池組合、土地改良区、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流側住民の誘導等を行う。

8 県広域防災センター等の活用

町は、自主防災組織のリーダーをはじめ、広く住民に対して県広域防災センター、県防災交流センターの利用を促進することにより、自主防災組織を育成し、また住民の防災知識の向上に努める。

別表

地域住民による自主防災組織一覧

(1) 消防クラブ

名 称	結 成 年 月 日
御嵩町女性防火クラブ	昭和51年4月1日
上之郷保育園幼年消防クラブ	昭和58年4月1日
御嵩保育園幼年消防クラブ	〃
中保育園幼年消防クラブ	〃
伏見保育園幼年消防クラブ	〃
みたけ幼稚園幼年消防クラブ	昭和59年5月9日

(2) 自主防災組織等

No	自 治 会 名	No	自 治 会 名	No	自 治 会 名
1	井 尻	23	若 松 町	45	顔 戸 区
2	北 切	24	愛 宕 町	46	古 屋 敷
3	川 南	25	元 町	47	西 田
4	平	26	若 宮 町 一	48	南 山
5	宿	27	若 宮 町 二	49	里
6	美 佐 野	28	昭 和 町	50	洞
7	次 月	29	木 の 下	51	稻 荷 台
8	津 橋	30	南 山 台 西	52	高 倉
9	前 沢	31	向 陽 台	53	高 倉 台
10	謡 坂	32	西 之 門	54	共 和 台
11	西 洞	33	十 日 市 場	55	山 田
12	谷	34	南 町	56	東 町
13	綱 木	35	西 屋 敷	57	中 町
14	大 久 後	36	春 日 町	58	西 本 町
15	送 木	37	北 屋 敷	59	西 町
16	長 岡	38	愚 溪 町	60	旭 町
17	城 町	39	大 庭	61	伏 見 台
18	南 山 台 東	40	大 庭 台	62	野 崎
19	栢 森	41	長 瀬	63	新 町
20	板 良 町	42	新 木 野	64	本 郷
21	上 町	43	中 二 区		
22	中 本 町	44	顔 戸		

第4項 地域別災害危険雨量等

1 方針

最近の災害は、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、急傾斜地の崩壊、土石流の発生などにより多くの人命、財産を失っている。

これらの災害から住民の安全を図るため、町長は、次の事項について危険の表示を行い、住民による自主防災組織、自主避難等の体制（本節第3項「自主防災組織の育成と強化」参照）を確立し、災害による被害の軽減に努めるものとする。

2 地域別警戒雨量

降雨により災害が発生するおそれのある場合における地域別警戒雨量は、次表のとおりであるから、この雨量を目安として低地の浸水危険地区、土石流の危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立し徹底する。

地 域 別 警 戒 雨 量

(単位mm)

地 区 名	注意を要する雨量		警戒を要する雨量			適 用
	前日まで の雨量が	なお当日の雨量が	前日まで の雨量が	なお当日 の雨量が	時間雨量が	
東 濃 地 区	100以上で	50を超えたとき	100以上で	50を超える	40を超えたとき	加茂、可児、土岐、恵那の各郡市
	100以下で	50を超えたとき	100以下で	80を超える	40を超えたとき	

(注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに注意すること。

3 雨量計の設置

町長は、雨による災害を防止するため、庁舎並びに上之郷地区に雨量計を設置し、自ら観測を行うとともに、県のぎふ土砂災害警戒情報ポータル等により情報を収集し、山崩れ、がけ崩れ等集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるよう努める。

(注) 「気象業務法」により、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、一部の測器（雨量計含む。）について技術上の基準に従って、検定に合格した測器を使用すること。観測施設を設置した場合はこれを届けることを義務づけている。

第8節 災害対策物資備蓄等の計画

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の住民の生活を維持するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、「岐阜県総合備蓄計画」の定めるところによる。

また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

3 災害対策物資の備蓄についての基本方針

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進める。

なお、町は、それらの啓発に努める。

(2) 町における初期対応について

災害発生後の物資及び食料の供給は、町においては備蓄品の放出のほか商工会、農業協同組合、業者等と協定を締結する等速やかな調達体制の整備を図ることを第一義とする。

(3) 公共備蓄の考え方

公共備蓄は次による。

ア 公共備蓄すべきもの

- (ア) 緊急に必要なもの
- (イ) 業者の在庫から調達が困難なもの
- (ウ) 流通在庫の不足量を補完するためのもの

(4) 町の備蓄の原則

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めしていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

(5) 緊急輸送拠点の整備

町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(6) 物資支援の事前準備

町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

4 食料及び生活必需品の確保

(1) 町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、予め次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり、市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所として、緊急輸送道路及びヘリポートとの位置関係から選定した一時集積配分拠点施設を利用

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）、必要に応じ炊き出しに関する協定の締結

(2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）

ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進（共同備蓄の推進等）

(3) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

5 物資の集積場所

物資の一時集積場所については、原則として以下のとおりとするが、大規模災害が発生した場合は被害の少ない地域の施設を利用し、すべて指定避難所として使用されるか又は施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。

なお、道路が寸断され輸送手段が確保できなくなった場合は、隣接市町への物資受け入れの応援要請を検討する。

物 資 の 一 時 集 積 場 所

種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先
集 積 場 所	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	0574-42-8233

6 飲料水の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。
 - ア 岐阜県水道灾害相互応援協定に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
 - イ 応急給水用資機材等の整備
 - (ア) 飲料水兼用貯水槽、鋼板プール
 - (イ) 給水タンク、ろ過装置、給水車
 - ウ 湧き水、井戸水等の把握
 - エ 水道工事事業者等との協力体制確立
 - オ 復旧資材の備蓄
 - カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導
- (2) 住民は、次のとおり、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努めるものとする。
 - ア 家庭における貯水
 - (ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の1週間分を目標に貯水する。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 給水班（給食給水・物資供給班）の編成
 - (イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保
 - (ア) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

7 防災資機材の確保

- (1) 防災資機材の充実強化

町は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずる。

 - ア 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄
 - (ア) 町が備蓄する資機材……情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
 - イ 町における備蓄資機材の現況

現在、町においては、次のとおり備蓄を行っている。

御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和6年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニティセンター	B&G海洋センター	計
1	油圧ジャッキ			2	2	2	2	2		10
2	発動発電機	4		2	2	2	2	1		13
3	投光器	6	5	4	4	4	4			27

4	投光器用三脚	3	1	2	2	2			12
5	コードリール	3	1	2	2	3	4		17
6	延長コード			2	2	2			9
7	チェンソー		1	2	2	2	2		11
8	発動発電機用エンジン オイル（1L）						1		1
9	ガス供給用ボックス						1		1
10	ガソリン（1L）						12		12
11	燃料携行缶（5L）	1		1					2
12	燃料携行缶（10L）	1			1	1	1		4
13	燃料携行缶（20L）			1	1	1			4
14	燃料缶詰（1L缶）			32	32	32	32		128
15	トランジスターメガホン	1		2	2	2	2		11
16	懐中電灯	23		15	15	15	15		83
17	懐中電灯（ラジオ付）	3							3
18	懐中電灯（LED）	20							20
19	乾電池（単1）			20	20	20	20		80
20	乾電池（単2）	20		20	20	20	20		100
21	折りたたみ式リヤカー			1	1	1	1	2	6
22	バール(900mm)			4	4	4	4	5	21
23	バール(1800mm)			5	5	5	5	5	25
24	折込のこぎり			7	7	7	7	10	38
25	万能オノ	3		5	5	5	5	5	28
26	掛け矢	3		5	5	5	5	5	28
27	番線カッター			2	2	2	2	5	13
28	両口ハンマー							3	3
29	ボルトグリッパー							5	5
30	大ハンマー			5	5	5	5	5	25
31	ツルハシ	3	19	5	5	5	5		42
32	剣スコップ	11	84	10	10	10	10	20	155
33	携帯用コンクリート破壊器具			1	1	1	1	1	5
34	トラロープ(100m)	1		6	6	6	5	2	26
35	二つ折り担架		2	3	3	3	3		14
36	パック式毛布			38	70	80	86	40	314
37	アルミプランケット			240	280	240	240		1000
38	下水道直結型トイレ		4						4
39	トイレ凝固衛生袋セット		9						9
40	マルチハウステント		13						13
41	緊急簡易組立式トイレ			35	35	35	35		140
42	簡易トイレセット		15						15
43	トイレ用パーソナルテント		9	5	5	5	5		29
44	ボックストイレ用処理セット			225	225	225	225		900
45	炊き出し用かまどセット			2	2	2	2		8
46	寸胴鍋							4	4
47	木炭（9kg）			1	1	1	1	1	1
48	救急箱（50人用）		2	1	1	1	1	4	10

49	土嚢袋	500		800	800	800			3700
50	水土嚢		200						200
51	ブルーシート 5.4*3.6		60	5	5	5			80
52	粉末消火器（10型）			5	5	5			20
53	軍手（ダース）	10		5	5	5			30
54	アルファ米	335	2250	400	400	350	400		4135
55	サバイバルフーズ			180	240	180	180		780
56	ハイゼックス炊飯袋		7500						7500
57	飲料水 500ml		2016						2016
58	飲料水 1.5l	90							90
59	車載用飲料水タンク（2t）				1				1
60	ビスケット（ビスコ）			120	120	120	120	120	600
61	一輪車	1	1						2
62	台車（イージーキャリー）		4						4
63	大人用紙おむつ（M）パック式		960						960
64	大人用紙おむつ（L）パック式		936						936
65	幼児用紙おむつ（S）テープ式		2352						2352
66	幼児用紙おむつ（M）テープ式		2048						2048
67	幼児用紙おむつ（L）パック式		1760						1760
68	おしりふき		2160						2160
69	生理用品（昼用ナプキン）		4320						4320
70	非常用飲料水袋（6リットル）		900						900
71	非常用吸水袋（4リットル）		120						120
72	ウォータータンク（8リットル）		60						60
73	テント		7	1	1	1	2		13
74	グラインダ		1						1
75	杭用丸太		36						36
76	避難所用パーテーション 4.4m ² (H=1.0m)		60						60
77	折りたたみ式アルミマット 1.0*1.8*0.008		120						120
78	アルミヒートブランケット 132*213		500						500
79	バルーン投光器（400w）	4							4
80	避難所用プライベートテント		16						16
81	発動発電機 (カセットコンロ式)	1							1
82	プロパンガス発電機	3					1		4
83	LEDライト	4							4
84	集会用テント（大）						1		1

85	災害用車イス						2		2
86	ガス炊飯器（5.5升）						2		2
87	食器セット（100人用）						3		3
88	草刈機（充電式）						2		2
89	簡易段ボールベッド		20						20
90	段ボール間仕切り		20						20
91	クイックエアベッド（ポンプ内臓）（1900*970*150）		20						20
92	災害敷マット（10枚入り）（70*200*15）		8						8
93	使い捨て哺乳瓶240ml	300							300
94	避難者用テント（270*270*170）		10						10
95	避難者用テント（200*340*135）		10						10
96	防災用マルチルーム（210*210*170）		10						10
97	クイックパーテーション（270*270*180）		5						5
98	エアーマット（2000*800*50）						50		50
99	防護服（濃厚接触者用）	M	30						30
		L	30						30
		X L	15						15
100	防護服	M	2		2	2		6	16
		L	2		2	2		6	16
101	ゴーグル（濃厚接触者用）	75							75
102	フェイスガード（濃厚接触者用）	140							140
103	フェイスガード	13		18	11	18	14		96
104	シユーズカバー（濃厚接触者用）	150							150
105	非接触式体温計	2		3	3	2	2	4	16
106	マスク	8050		50	50	50	50	50	8300
107	ビニール手袋	S		200	200	200	200		800
		M	100	100	100			200	600
		L	100	100	100	100		200	700
108	アルコール消毒液（ℓ）	420		23	20	2	3	24	492
109	詰め替えボトル	10		10	10	9	10	7	56
110	アルコール除菌ウェットティッシュ（枚）	50	8000	200	200	200	200	250	9100
111	冷風扇		2						2
112	コーンバー			1	1	1	1	1	5
113	養生テープ	4		4	4	4	3	4	23
114	ブルーシート（2m*2m）			2	2	2	2		8
115	パーテーション（2200*2200*1800）	5		22	22	21	25		131
116	段ボールベッド	1		39	39	39	39	36	193
117	アルミ敷マット			4	4	4	18	4	34
118	ジョイントマット							16	16
119	座布団	40		40	40	40	40	40	240
120	ごみ箱			2	2	2	2	2	10

121	ごみ袋（大）	11		10	10	10		10	61
122	ごみ袋（小（黒））			400	400	400		400	2000
123	くつ袋			200	200	200		200	1000
124	台ふき			20	20	20		20	100
125	雑巾			20	20	20		20	100
126	ビニールテープ（赤）	3		3	2	3		3	17
127	「こちらでお待ちください」テープ	2		2	2	2		2	12
128	Eco Flow ポータブル電源 EFDELTA 蓄電池	1		1	1	1			5
129	LIFE STOCKエナジータイプ グレープ		400						400

御嵩町防災資機材（水道）

(平成24年3月現在)

	資機材名	規 格	本 庁	長 岡
1	ステンレスパネル製給水タンク	1 m × 1 m × 1 m (V=1 m ³)		2
2	緊急時用連結給水栓（仮設用）	4 口		2
3	レスキュータップ（仮設給水線）	4 口		1
4	水中ポンプ（飲料水対応型）	100V/0.4 kW		2
5	発動発電機	100V/04.5 kW		2
6	コードリール	100V/50m		2
7	減圧弁	ø 40 ねじ込み形		1
8	圧力計	G-2 65 A		1
9	ブルーホース	65 A×5m マチノ金具付		1
10	継手	ø 40 オスねじ×ø 40 マチノ金具メス		2
11	継手	ø 65 マチノ金具オス×ø 40 マチノ金具メス		1

ウ 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結

安全協議会の協力

エ 化学消火剤等（化学消火薬剤、空中消火薬剤等）の備蓄

(2) 地域における防災資機材の備蓄

町は、自主防災組織単位に防災資機材倉庫等の設置を指導し、自主防災活動の充実に努める。

第9節 防災通信設備等の整備計画

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

2 町の通信施設の現況

町の通信施設については、防災行政無線のデジタル化を行ったが、引き続き衛星携帯電話の整備等、多種多様な通信網を整備し、合わせて非常用電源、予備機等の確保に努め、通信連絡機能の維持を図る。

町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 御嵩町防災行政無線
- ウ 防災相互通信用無線
- エ 携帯電話

(2) 関係機関との連絡方法

町←→可茂消防事務組合	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町←→可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町←→御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町→住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）

（注）防災相互通信用無線は上表のほか、次の機関との連絡が可能であり、また移動系については市町村共通波となっているので、受信地域であれば相互の交信が可能である。

- ・県事務所
- ・八百津町、可児市、川辺町
- ・可茂土木事務所
- ・土岐消防署
- ・加茂警察署

3 通信施設

(1) 御嵩町防災行政無線

ア 同報系

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場2階 防災行政無線室 デジタル波周波数：55.35125MHz 0.01W アナログ波周波数： 55.955MHz 0.05W 中継波周波数 : 407.25MHz (移動系) 0.1 W : 55.955MHz (同報系) 0.05W
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野5376番地 デジタル波周波数：65.55125MHz 10W アナログ波周波数： 69.48MHz 5W 通信波周波数 : 268.15625MHz (移動系) 20 W : 55.955MHz (同報系) 0.05W
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内17局 戸別受信機 全世帯 受信波周波数 : 69.48MHz
防災相互信用無線（他市町村、機関との連絡用無線）	
みたけ110	通信波周波数 : 466.775MHz (移動系) 5W (市町村共通波)
県の機関、消防機関、他市町村等との防災相互信用無線	
みたけぼうたい	通信波周波数 : 158.35MHz 10W

屋 外 拡 声 子 局 設 置 場 所

1	御嵩町中切1358-1	上 之 郷 保 育 園
2	御嵩町美佐野2844-1	美 佐 野 公 民 館
3	御嵩町次月3351-1	次 月 公 民 館 南
4	御嵩町津橋4228-3	津 橋 公 民 館
5	御嵩町小原5852-2	小 原 公 民 館
6	御嵩町大久後7730-4	大 久 後 公 民 館
7	御嵩町御嵩116-5	長 岡 公 園
8	御嵩町御嵩1377-2	願 興 寺 駐 車 場 内
9	御嵩町御嵩2192-531	南 山 消 防 グ ラ ウ ン ド
10	御嵩町中812-75	西 田 中 央 公 園
11	御嵩町中1657-20	大 庭 台 北 公 園
12	御嵩町顔戸816-1	顔 戸 公 民 館
13	御嵩町伏見489	伏 見 小 学 校
14	御嵩町中切1431-3	防 災 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ 一
15	御嵩町中2777-28	B & G 海 洋 セ ン タ 一
16	御嵩町比衣560-124	稻 荷 台 公 園
17	御嵩町伏見763-3	あ つ と 訪 夢

イ 移動系

種類	呼出名称	出力	設置場所
固定局	ぎょうせいみたけ	0.03W	御嵩町役場庁舎内
基地局	みたけばうたい	10W 10W	"
基地局	ぎょうせい みたけうとうざか	20W	諏坂中継所内
陸上移動中継局	ぎょうせいみたけ おおくごちゅうけい	0.5W 1W	大久後地内
	ぎょうせいみたけ ひえちゅうけい	0.01W 1W	稻荷台公園
陸上移動局 (車載型)	みたけ 1	10W	御嵩町役場消防指令車
	みたけ 1 (防災対策用)		" 常備消防部ポンプ車
	みたけ 2		
	みたけ 3		
	みたけ 4		
	みたけ 5		
	みたけ 6		
	みたけ 7		
	みたけ 8		
	みたけ 9		
	みたけ 10		
	みたけ 11		" 公用車
	みたけ 12		
	みたけ 13		
	みたけ 14		
	みたけ 15		
	みたけ 16		
	みたけ 17		
	みたけ 18		
陸上移動局 (携帯型)	みたけしょうぼうだん 11	5W	御嵩町消防団第1分団1号車
	みたけしょうぼうだん 12		御嵩町消防団第1分団2号車
	みたけしょうぼうだん 21		御嵩町消防団第2分団ポンプ車
	みたけしょうぼうだん 31		御嵩町消防団第3分団ポンプ車
	みたけしょうぼうだん 32		御嵩町消防団第3分団積載車
	みたけしょうぼうだん 41		御嵩町消防団第4分団ポンプ車
陸上移動局 (携帯型)	みたけ 101	5W	御嵩町役場庁舎内
	みたけ 102		
	みたけ 103		
	みたけ 104		
	みたけしょうぼうだん 201		
	みたけしょうぼうだん 202		御嵩町消防団第1分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 211		
	みたけしょうぼうだん 212		御嵩町消防団第2分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 221		
	みたけしょうぼうだん 222		御嵩町消防団第3分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 231		
	みたけしょうぼうだん 232		御嵩町消防団第4分団詰所内
	みたけしょうぼうだん 241		
	みたけしょうぼうだん 242		
	みたけばうたい 101		御嵩町役場庁舎内
	みたけばうたい 102		
	みたけばうたい 103		

	みたけぼうたい 104		
	みたけぼうたい 105		
	みたけぼうたい 106		
	みたけぼうたい 107		
	みたけぼうたい 108		
	みたけぼうたい 109		
	みたけぼうたい 110		
陸上移動局 (可 搬 型)	みたけ 301	10W	御嵩町役場庁舎内

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、県防災情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 衛星通信回線システム

(ア) 構成

衛 星 通 信 回 線 (地域衛星通信ネットワーク)	市町村、消防本部、総合庁舎、県事務所、吉川土木事務所、衛星車載局
-------------------------------	----------------------------------

(イ) 機能（特徴）

- a 市町村、消防本部等全端末局とファクシミリ通信可能
- b 通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（2ルート化）

(3) 防災相互通信用無線等

町は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

町は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

なお、町内に所在する防災相互通信用無線局は、次のとおりである。

（平成25年4月1日現在）

免 許 人 名	事 業 所 名	設 置 場 所	呼 出 名 称	局 種	目 的
御嵩町	御嵩町役場	御嵩町	ミタケボウタイ	基地局	防災対策用
御嵩町	御嵩町役場	御嵩町	ミタケ110	陸上移動局	防災行政用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	カモミタケ1	陸上移動局	消防用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	カモミタケコウホウ1	陸上移動局	消防用
可茂消防事務組合	南消防署御嵩分署	御嵩町	キュウキュウカモミタケ1	陸上移動局	消防用

(4) 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内全市町村に計測震度計を設置する震度情報ネットワークシステムの整備により、県内の震度情報を把握し、国に速報するとともに、観測データの蓄積により地震予知に役立てる予定であり、町も県と連携しシステムの活用に努める。

4 非常通信の利用

町は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第 52 条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用する事が著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

5 その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

(1) 移動通信（携帯電話）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

(2) アマチュア無線

平素から町内のアマチュア無線団体との協力体制を確立し、情報の収集、伝達体制の強化を推進する。

(3) インターネット等

町は、住民等へ被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4) タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。

6 その他通信システムを作動させるための人的又は物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多用的に整備する。

7 情報の収集・伝達方法の多様化

町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努める。

8 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

ア 道路管理者は、災害時の道路に関する被害及び規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

イ 道路管理者は高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

町及び県は、レアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(3) 防災情報通信システム

県は、災害発生時における迅速かつ的確な情報の収集、共有及び提供等の機能を強化し、県全体の防災力の向上を図ることを目的に、「被害情報集約システム」を構築し、平成 22 年度から運用を開始している。このシステムでは、被害情報、避難情報等の防災情報を収約し処理している。

町でも、このシステムを十分に活用し、情報の収集、共有、提供等に当たる。

第10節 避難対策

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

町長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備する。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによる。

2 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

また、町及び県は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより確実に避難ができるよう備える。

3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、県の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 指定避難所

住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容するための指定避難所の選定については、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とする。

現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。今後さらに、町広報紙等により周知徹底を図り、緊急時に備える。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。指定避難所の選定にあたっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを確認しておく。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となつた場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

さらに、住民の生活を維持するために必要な物資等の供給を持続的に行うことができるよう防災拠点との連携方策や指定避難所において安定したエネルギーの確保のための再生可能エネルギー技術（太陽光発電、燃料電池、蓄電池等）の導入及び活用を推進する。

(2) 指定避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営体制を確立するため、避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定する。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、車中泊避難や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

————— 《指定避難所運営マニュアルの内容》 —————

- (1) 指定避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 指定避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他指定避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

(3) 指定避難所開設状況の伝達

町は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 指定避難所への避難

住民は、指定避難所へ避難する場合、自らの指定避難所生活に必要な最低限の物資、食糧等について、避難に支障のない範囲で準備し持参するものとする。

5 指定緊急避難場所

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として指定緊急避難場所を災害の種類ごとにあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

————— 《指定緊急避難場所の選定基準》 —————

- (1) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に該当指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 異常な現象（洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事等）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水等については、その水位よりも避難上有効なスペースなどがあること。

6 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知するものとする。

————— 《避難道路の選定基準》 —————

- (1) おおむね8メートル以上の幅員とする。
- (2) 相互に交差しないものとする。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

7 指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配意した交通規制を実施するものとする。

8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

9 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難誘導体制を整備する。

10 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

11 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

12 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

13 避難情報の把握

町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

14 感染症の自宅療養者等の避難

町は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

別表1

指 定 避 難 所 一 覧

(令和2年4月1日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容可能人数	摘要			備考
						浸水害	土砂災害	地震	
1	上之郷公民館	中切 874-4	67-0017	67-0017	205	S1	D1	J1	空
2	上之郷小学校	宿 2002	67-1338	67-6438	270	-	-	J2	暖
3	上之郷中学校	中切 1785	67-0431	67-6432	456	S2	D2	J2	注1 暖
4	上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	67-2322	130	-	-	J2	空
5	綱木グラウンド管理棟	上之郷 7112-1	67-0191	67-0191	48	S2	D2	J2	
6	御嵩公民館	御嵩 626-1	67-0507	67-0507	269	-	-	J1	空
7	向陽中学校	御嵩 1306	67-1331	67-1332	457	S2	D2	J2	非・暖
8	東濃高校	御嵩 2854-1	67-2136	67-6204	826	S2	D2	J2	非・暖
9	御嵩保育園	御嵩 689-1	67-2323	66-8990	125	S2	D2	J2	協定 空
10	御嵩町役場	御嵩 1239-1	67-2111	67-1999	92	S1	D1	-	北庁舎 1階 空
11	中公民館	中 2171-1	67-4841	67-4841	241	S1	D1	J1	非・空
12	御嵩小学校	中 2628	67-1191	68-0062	393	S2	D2	J2	暖
13	B & G 海洋センター	中 2777-28	67-5196	67-5196	516	S1	D1	J2	非
14	ぽっぽかん	顔戸 1176-2	67-5221	67-5221	196	S2	D2	J2	非・空
15	伏見公民館	伏見 990	67-0502	67-0502	186	S1	D1	J1	空
16	伏見小学校	伏見 489	67-0530	67-6430	367	S2	D2	J2	暖
17	共和中学校	伏見 1875-1	67-2105	68-0066	416	S2	D2	J2	暖
18	東濃実業高校	伏見 891	67-0504	68-6412	1,200	S2	D2	J2	
19	伏見保育園	伏見 751-1	67-2325	67-2325	137	S2	D2	J2	空
20	伏見にこにこ館	伏見 1311-1	67-3625	67-3625	78	S2	D2	J2	非・空
21	大庭台第一公園総合集会所	中 2678-137							一時避難施設 (協定) 空
22	新庁舎等建設エリア (予定)	中 58-1 他				S2	D2	J2	ホール、防災 広場等

S1：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が小さい時

S2：豪雨災害等浸水被害が想定され規模が大きい時

D1：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が小さい時

D2：豪雨災害等土砂災害が想定され規模が大きい時

J1：地震被害が想定され規模が小さい時

J2：地震被害が想定され規模が大きい時

非：非常用電源設備有り

空：空調設備有り

暖：暖房機器有り

注1：上之郷中学校校舎の一部は、土砂災害警戒区域内

別表2

指 定 緊 急 避 難 場 所 一 覧

(平成26年4月1日現在)

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	対象とする 災害	備 考
1	サンクラシックゴルフ クラブ	比衣 1097-1-1	67-6360		S・G・J・F	協定（クラブハウス・コース管理棟・駐車場）

S : 洪水（浸水害）

G : 崖崩れ・土石流・地すべり

J : 地震

F : 大規模火災

別表3

福祉避難所一覧

(平成26年4月1日現在)

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	収容 可能 人數	備 考
1	老人憩いの家	中 2098-5	67-2477	67-6339	40	
2	あつと訪夢	伏見 800-2	67-1488		32	
3	特別養護老人ホーム さわやかナーシングみたけ	井尻 65-1	67-8325	67-8327		協定（慈恵会）
4	養護老人ホーム さわやか長楽荘	井尻 65-1	67-8321	67-8121		協定（慈恵会）
5	さわやかグループホームみたけ	井尻 65-1	67-8322	67-8121		協定（慈恵会）
6	さわやかデイサービスセンター伏見	伏見 1882-1	67-0581	67-8481		協定（慈恵会）
7	愛の家グループホーム ふしみ	上惠土 333	67-8526	67-8552		協定（メディカル・ケア・サービス(株)）
8	ショートステイ プル メリアⅢ	上惠土 951-1	48-8311	68-1878		協定（D S T O K A I (株)）
9	J A めぐみのデイサービス センター あんしんみたけ	御嵩 358-1	68-0515	67-5252		協定（めぐみの農業組合）

第11節 緊急離着陸場等の整備

1 方針

災害情報の収集、人命救助、救援物質の輸送等、迅速な災害救助を行うため、町に緊急離着陸場を設定するとともに、町は、県や防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図る。

緊急離着陸場選定及び整備については、次によるものとする。

2 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。現在町では別表のとおり 10箇所の離着陸場を設置している。

3 ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）、公共建築物の屋上ヘリポートの整備促進に努め、また緊急離着陸場においても、ヘリコプターの離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

ヘリコプター緊急離着陸場

(平成19年1月1日現在)

施設名	所在地	地積 m×m	電話	座標	場外
上之郷小学校	御嵩町宿2002	140×67	0574 67—1338	E 137° 10' 00" N 35° 25' 00"	
上之郷中学校	〃 中切1785	110×60	〃 67—0431	E 137° 10' 00" N 35° 27' 00"	
向陽中学校	〃 御嵩1306	120×70	〃 67—1331	E 137° 07' 58" N 35° 53' 05"	
御嵩小学校	〃 中2628	110×85	〃 67—1191	E 137° 07' 40" N 35° 25' 50"	
南山公園野球場	〃 中2777—4	90×50	—	E 137° 07' 50" N 35° 25' 17"	
顔戸グラウンド	〃 顔戸820—60	80×80	—	E 137° 06' 35" N 35° 26' 00"	
共和中学校	〃 伏見1875—1	100×100	〃 67—2105	E 137° 06' 00" N 35° 26' 10"	
伏見小学校	〃 伏見489	57×115	〃 67—0530	E 137° 05' 20" N 35° 26' 00"	
南山消防グラウンド	〃 御嵩2192—531	90×75	—	E 137° 08' 23" N 35° 25' 08"	○
伏見グラウンド	〃 伏見751—1	90×100	—	E 137° 05' 01" N 35° 25' 56"	

※ ○：防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」、「若鮎Ⅲ」、飛行場場外離着陸場

第12節 要配慮者対策

1 方針

災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を保護し、安全の確保を図る。

近年の災害においては、避難行動要支援者や避難行動要支援者を支援する者が災害発生時に犠牲になるケースが多くなっており、本町においても、高齢化によって避難行動要支援者は益々増加することが予想されるため迅速な避難のための支援体制を確立しなければならない。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設の管理者（以下「施設等管理者」という）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を確立する。

2 避難支援等関係者となる者

町は、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）に掲載された者のうち、本人の同意が得られたもので、避難支援等の実施に必要な限度において、以下に定める避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し情報を提供するものとする。

また、要支援者名簿に掲載されたもので、情報提供について本人の同意が得られなかったものについて、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは本人の同意にかかわらず避難支援等関係者に対し情報を提供することができる。

ただし、提供する情報は関係地区分、又は関係者分とし、必要以上の提供を行わない。

避 難 支 援 等 関 係 者 と な る 者

府内	高齢福祉担当課、地域包括支援センター、障がい福祉担当課、防災担当課
関係機関等	可児警察署、可茂消防事務組合、御嵩町社会福祉協議会、各地区自治会長、民生委員・児童委員、御嵩町消防団、御嵩町自主防災組織等

※ 地域の実情に応じ、共有する情報の範囲を決める。

※ 自治会長については、自主防災組織を有しない地区的自治会長に限る。

3 要支援者名簿に掲載する者の範囲等

町は、避難行動要支援者について、関係部局で把握している情報を集約するよう努め、要支援者名簿を作成するものとする。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報については、県に対して情報提供を求めるなど、積極的に情報の取得に努めるものとする。

(1) 要支援者名簿に掲載する者の範囲は、概ね次のとおりである。

- ア ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯の者
- イ 介護保険 3、4 又は 5 の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を有する者
- エ 療育手帳 A1 又は A2 を有する者
- オ 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を有する者
- カ 難病患者

- キ 小児慢性特定疾病児童等
 - ク その他町長が必要と認める者
- (2) 要支援者名簿に記載すべき事項は次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

4 要支援者名簿の更新

町は、要支援者名簿の登録事項について毎年度1回点検を行い、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

5 要支援者名簿に関する情報漏えいの防止

町は、避難支援等関係者への要支援者名簿の提供に際し、災対法、個人情報保護法及び御嵩町個人情報保護条例の定めるところにより正当な理由なく要支援者名簿に記載された情報を漏らしてはならないことを周知するとともに、適正な情報管理が図られるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は名簿のコピー等により無用に共有、利用しない。
- (2) 要支援者名簿はできる限り施錠可能な場所で保管する。
- (3) 要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち組織を有するものにあっては、要支援者名簿の取扱者を限定するなど適切な措置を講ずる。ただし、自治会及び自主防災組織において個別支援計画等の策定のため共有・利用することが適當であると認められる場合は必要な範囲において共有・利用することができる。

6 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、**水位**情報、台風情報、洪水警報等により具体的な**避難情報**の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な**避難情報**の発令基準を策定する。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において提供された要支援者名簿に基づき避難支援を行うとともに、支援に必要な協力を得るため避難支援実施に必要な範囲で避難支援等関係者その

他の者に対し応援を求めるものとする。

また、避難支援等の実施については、避難支援等関係者（応援を求められた協力者を含む。）又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な範囲で避難支援を行うものとし、安全確保に十分に配慮する。

8 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 町

町は、災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るために、避難支援等関係者との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と避難行動要支援者支援マップの整備・充実による避難行動要支援者の実態把握につとめ、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。そのため、当該地区内の状況を把握しておく必要があり、次の事項に留意する。

- ア 避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。
- イ 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を地区で複数指名しておく。（避難行動要支援者個別計画の策定）
- ウ 指定避難所への避難を行った際は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。
- エ プライバシーの保護に十分留意する等の配慮を行う。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や民生委員・児童委員、福祉委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や避難行動要支援者マップづくり、住民向け講習会、地域座談会などを通じて、避難行動要支援者の把握や災害時に備えた体制作りに町と連携して努めるものとする。

(3) 施設等管理者

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(4) 住民

住民は、各自主防災組織において避難行動要支援者個別支援計画を整備し推進するなど、避難行動要支援者を支援できる地域の体制づくりに努める。

9 町における措置

(1) 避難行動要支援者の確認と措置

町は、災害発生直後、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

- | | | |
|--------|---|--|
| 発見後の措置 | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> ・御嵩町老人憩いの家及び高齢者生きがい活動支援センターに避難行動要支援者用の区画を設け、収容するほか、福祉避難所一覧に掲げる民間施設への受入れを依頼 ・居宅での生活が可能な場合には、在宅保健ニーズの把握 |
|--------|---|--|

(2) 避難の長期化等の対処

- ア 災害により、特に指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な要配慮者に対しては、指定避難所内又は福祉避難所に要配慮者用の区画を設け、必要

なスタッフを確保するものとする。

また、町内の民間介護福祉施設等との連携を強化するため、相互協定の締結を積極的に働きかけ避難行動要支援者の身体状態に応じたケアができる体制の確立を図る。

イ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

ウ 避難行動要支援者の仮設住宅への優先入居を図るが、高齢者のみの仮設団地にならないよう配慮する。

(3) 個別避難計画

町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

10 単身及び夫婦のみの高齢者世帯対策

(1) 緊急通報システム等の整備促進

災害時における単身及び夫婦のみの高齢者世帯の安全を確保するため、緊急通報システムを導入し、令和5年10月末現在64世帯に貸し出しを行っている。町はなお一層の整備、拡充の促進を図るとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。

(2) 防災知識の普及、啓発

町は、ひとり暮らしの高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

ア 在宅のお年寄り、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

イ 自治会（自主防災組織）等は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定する。

11 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。実施した避難訓練について町長にその結果を報告するものとし、報告を受けた町長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。

12 施設、設備等の整備

(1) 町

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 要配慮者関連施設

町及び県は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(3) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

13 外国人等に対する防災対策

町、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で避難行動要支援者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

また、指定避難所等で必要な場合は、（財）県国際交流センター等の協力を得て通訳ボランティアを手配する。

――《通訳ボランティアの主な活動》――

- 1 負傷者の応急手当等の際の通訳
- 2 町が実施する各種応急対策の内容の説明
- 3 その他被災外国人の意思の伝達

14 人材の確保とボランティア活用

(1) 町及び県

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、指定避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

15 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

要配慮者関連施設への情報伝達方法については、第3章第4節第1項「警報・注意報・情報等の計画」3「警報等の伝達」のとおりとするとともに、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努める。

第13節 ボランティア活動の環境整備計画

1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び御嵩町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）等やNPO・ボランティア等との連携を図り、平常時のボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、町及び県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

3 ボランティアの組織化推進

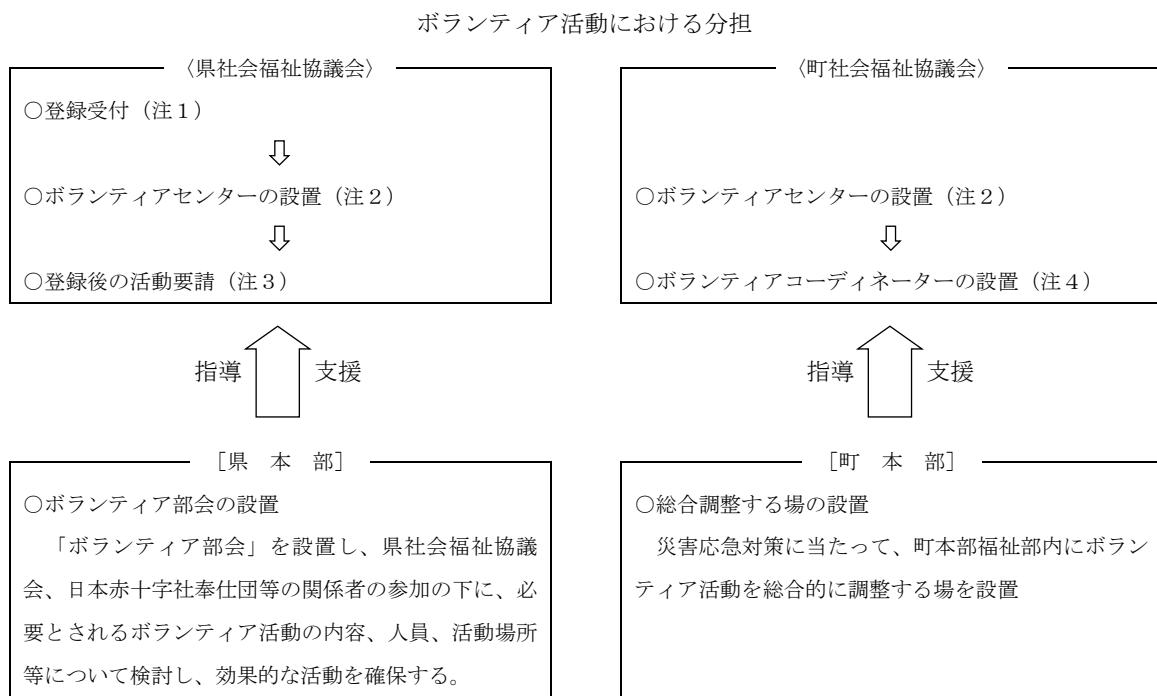
町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

4 災害ボランティアの登録及び育成

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。

町は、県及び市町村の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

さらに、災害時にボランティアを効果的に活用するため、町をはじめとする各機関は、次のとおりボランティアの登録及び養成を行う。



注1：登録受付（県社会福祉協議会）

次の者を対象として、登録を行う。

- (1) 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者
- (2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - ア グループの活動であること。
 - イ グループに20歳以上の指導者がいること。
 - ウ 原則として県内の活動に限ること。
- (3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

注2：ボランティアセンターの設置（町及び県社会福祉協議会）

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

注3：登録後の活動要請（県社会福祉協議会）

県社会福祉ボランティアは、次の場合にボランティア活動を要請する。

- (1) 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- (2) 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

注4：ボランティアコーディネーターの設置（町社会福祉協議会）

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置し、その育成に努める。

ボランティアコーディネーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) ボランティアと要援護者との調整・連絡
- (2) ボランティア活動に関する助言・相談
- (3) ボランティアの発掘、登録、斡旋等

5 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をする。

町は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

6 ボランティア活動拠点の整備

町及び町社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町及び県は、社会福祉協議会、N P O 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やN P O ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

8 ボランティアの効果的活動の調整

町は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

9 県社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先

岐阜市下奈良 2—2—1 県福祉・農業会館内
☎058—273—1111(代) FAX058—275—4858

10 町社会福祉協議会（ボランティアセンター）の連絡先

御嵩町中切 1 4 3 7 — 1 御嵩町防災コミュニティセンター内
☎0574—42—8233 Fax0574—42—8232

第14節 広域応援体制の整備

1 計画の方針

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、速やかに災害対策活動等が実施できるようあらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付ける。

本節では、災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定めるほか、消防・警察等が行う応援については、次のとおりである。

2 広域応援体制の整備

町は、町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

岐阜県災害時広域受援計画による町における「広域応援部隊の活動拠点」は以下のとおりである。

名称	所在地 (住所)	面積(m ²)	管理者	指定避難所の指定の有無	既に位置付けられている使途	適用可能な使途		通信手段	駐車スペース		
						広域活動拠点					
						警察	自衛隊				
御嵩町立上之郷中学校	御嵩町中切1785	11,300m ²	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地・ヘリ緊急離着陸場	○	○	電話 FAX PC	11,300m ²		
御嵩町立向陽中学校	御嵩町御嵩1306	16,589m ²	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地・ヘリ緊急離着陸場	○	○	電話 FAX PC	16,589m ²		
御嵩町立御嵩小学校	御嵩町中2628	15,976m ²	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地・ヘリ緊急離着陸場	○	○	電話 FAX PC	15,976m ²		
御嵩町伏見グランド	御嵩町伏見751-1	10,984m ²	御嵩町		応急仮設住宅建設予定地・ヘリ緊急離着陸場	○	○		10,984m ²		
御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	2,806m ²	御嵩町		物資一時集積配分拠点 ボランティア活動拠点	○	○	電話 FAX PC	2,806m ²		
新庁舎等建設エリア(予定)	御嵩町中58-1他	14,339m ²	御嵩町			○	○	電話 FAX PC	14,339m ²		

3 県域を越えた相互応援

(1) 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

(2) 防災関係機関との協力体制

町は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(3) 町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方

法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 県内相互応援

(1) 町災害時相互応援協定

町は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるよう努める。

(2) 広域消防相互応援協定

町は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

5 職員の派遣要請

(1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条により県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

ア 災害の状況

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数

エ 応援を必要とする場所及び期間

オ その他職員の応援について必要な事項

(2) 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、県支部総務班（教職員は教育班）を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

6 消防相互応援協定締結市町村への応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町及び可茂消防事務組合は、応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行うものとする。

(1) 隣接市町村相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により隣接市町村相互に次のとおり消防相互応援協定を締結している。

- 土岐市（昭和47年2月1日締結）
- 瑞浪市（昭和45年2月6日締結）
- 可茂地区市町村消防相互応援協定
(美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・可児市
・御嵩町)（平成11年4月30日締結）

(2) その他県内広域で締結しているもの

- 岐阜県広域消防相互応援協定（平成3年3月11日締結）
- 岐阜県水道灾害相互応援協定（平成9年4月1日締結）
- 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（平成10年3月30日締結）

7 緊急消防援助隊等の要請

災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、知事は、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を総務省消防庁長官に要請する。（消防組織法第24条の3）

進出拠点から活動拠点への車両誘導のため、消防団等の誘導員を配置するものとする。

第15節 医療・救護体制の整備

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 大規模災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(1) 救護所の設置

救護所の設置場所については、原則として医療法人忠知会桃井病院とするが、施設自体が被災した場合は、比較的被害の少ない地域の公共施設を指定する。

(2) 医療機関での対応

(3) 傷病人の搬送体制

ア 救護所、医療機関から他の医療機関への車両移送

イ 県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

(4) 医療関係ボランティアの受入体制

3 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

4 トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者より治療に当たる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。

したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術の習得及びその体制の整備に努める。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重傷熱傷、心障がい、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

5 医薬品等の確保体制の確立

町、県及び岐阜県赤十字血液センターは、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

6 広域搬送拠点の整備

町も地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適當な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構等）と協力しつつ、広域後方医療施設への重症者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や安定化措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

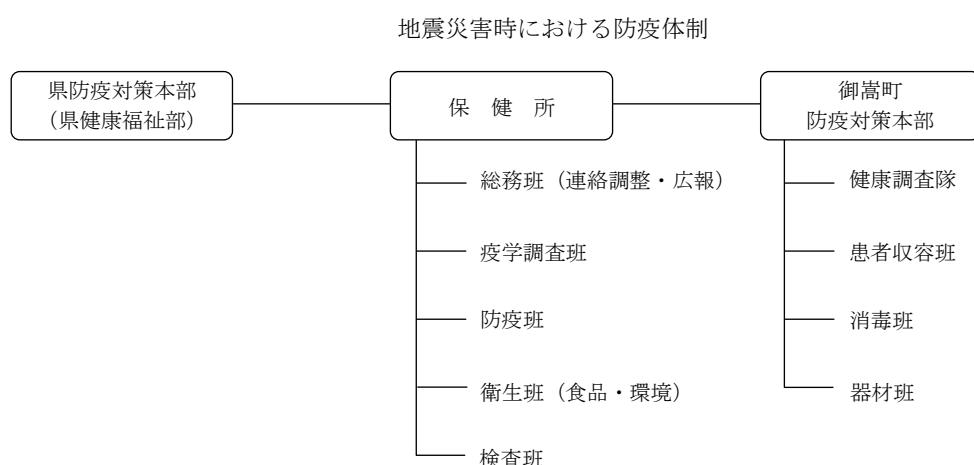
第16節 防疫対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確かつ迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。



3 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画を確立する。

4 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第17節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

2 水道施設

上下水道課は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため水道施設の整備等を行う。

- (1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- (2) 排水施設等の耐震化等
 - ア 配水施設等の耐震性の強化
 - イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進=貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置
- (3) 管路施設の整備
 - ア 送・配水管路の耐震性の強化 老朽管の布設替え、耐震性の高い管の採用
 - イ 配水系統の相互連絡 2 以上の配水系統を有する水道施設及び 2 以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備
- (4) 電力設備の確保 水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
- (5) 緊急時給水拠点の設定
緊急時に応急給水を行う場所（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）を予め設定する。
- (6) 資機材の備蓄等
 - ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
 - イ 応急給水用器材の備蓄 応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するための給水タンク等の整備
- (7) 広域的相互応援体制の整備 「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備

3 下水道施設

本町においては、4 市 6 町を対象とした木曽川右岸流域下水道の整備計画に基づき、事業計画区域の整備を行っているが、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。また、木曽川右岸流域下水道施設について、関係市町村の協力のもと、災害発生時の下水道被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するための予防措置の実施について必要な対策を実施するよう要望するなどの対策をとるものとする。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
 - ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の確保及び液状化対策
 - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の確保を図り、また補修の容易な構造にし、復旧対策に重点を置いて整備
 - ウ 緊急用として管渠及び処理場におけるバイパス等の整備
 - エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
 - オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- (6) 下水道台帳等復旧に不可欠な情報のバックアップシステムの確立
- (7) 他都市の下水道管理者及び関係機関との支援の方法、資機材の確保方法等の体制の確立

4 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
 - ア 復旧用資材
 - イ 各種工具
 - ウ 無線
 - エ 車両・船艇
 - オ 高圧発電機車（都市被災を想定し、必要台数の充実）
- (3) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の整備（自動参集基準の策定）
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
 - ウ 関連会社との連絡体制の確立（対策要員の再確認と連絡体制の整備）
- (4) 被害状況収集体制の整備
 - ア ヘリコプター緊急出動体制（緊急出動体制の整備）
 - イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）
- (5) 一般向け防災啓蒙活動、二次災害防止啓蒙活動の実施
- (6) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

5 鉄道施設（名古屋鉄道）

鉄道施設等に対する対策は、本章第21節「鉄道災害対策」に定めるところによるものとする。

6 電話（通信）施設

電話（通信）事業者は、災害発生時に電話（通信）設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話（通信）の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 非常用電源の整備等による電話（通信）施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
 - ア 衛星用可搬形陸上無線機
 - イ ポータブル衛星通信搭載車
 - ウ 可搬無線機

- エ 可搬形小容量デジタル無線機
- オ 非常用可搬形遠隔収容装置（R T—B O X）
- カ 移動電源車
- キ 可搬形整流器
- ク 可搬形発動発電機
- ケ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
 - ア 災害時優先電話の確保
 - イ 通信の疎通が困難となった時、状況に応じ一般加入者等の使用を適宜制限する措置をとるものとする。
 - ウ 災害用伝言ダイヤル 171 の開設
- (6) 要員の確保

7 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

8 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進する。

また、町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

9 ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努め、指定避難所及び学校など大規模避難施設での自立型避難所の整備及びエネルギー重点供給施設の整備を図る。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（岐阜県災害応援に関する協定）
- (5) 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- (6) 再生可能エネルギー（太陽光発電・太陽熱利用等）、革新的エネルギー（燃料電池・蓄電池等）、省エネルギー（LED照明等）、防災技術（貯水槽、ガスバルク等）を総合的に組み合わせ、災害時において一定期間エネルギーが自給できる「自立型の指定避難所」の構築
- (7) EV・可搬式蓄電池等を活用して指定避難所間の電気の融通を可能とするスマートコミュニティ構想策定と推進

10 連携体制の構築

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。

第18節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 行政における業務継続計画の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

3 行政機関における個人情報等の分散保存

町及び県における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存を推進する。

第19節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を促進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定し適正に運用するなど、予防対策を進める必要がある。

町、商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まつたりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方針、手段などを取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

3 企業防災の促進のための取り組み

町、県、商工会等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企

業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) B C P の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やB C P の必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がB C P を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

第20節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

4 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

町、県及び可茂消防組合は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

町等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

(4) 捜索活動支援関係

町及び県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

5 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

町及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第21節 鉄道災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

3 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 線路防護施設の点検等

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

4 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災

害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努める。

町及び県は、あらかじめ、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町との連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町等の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

町、県、県警察、鉄道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、鉄道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(7) 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

(8) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備

イ 重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備

6 鉄軌道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実する。

町、県、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第22節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 道路交通の安全のための情報の充実

県、町及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

県警察は、道路交通の安全のための情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。

また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に行う。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

町、県、及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを

作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

ウ 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

町は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町、県は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

道路管理者、町等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図る。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

(5) 危険物等の流出時における防災活動関係

町、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

5 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(3) 道路啓開訓練の実施

町は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

(4) 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握する。

(5) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

6 防災知識の普及

町及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第23節 大規模な火事災害対策

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市計画道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、木造建物が密集している地域では、建て替え時に耐火性・耐震性の高い建物への誘導、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 建築物の安全対策の推進

ア 町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電話（通信）事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動関係

町、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。

(5) 避難収容活動関係

町は、指定緊急避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

町、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

町及び県は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第24節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

県
町
防災関係機関
事業者

3 実施内容

(1) 事前防止対策

町、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

(2) 代替電源の確保

町、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

町及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。